| 原議保存期間 | ３０年（令和33年３月31日まで） |
| --- | --- |
| 有 効 期 間 | 一種 |

各地方機関の長
各都道府県警察の長　殿
（参考送付先）
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙交企発第57号、丙交指発第６号
丙運発第１０号
令和２年６月１２日
警察庁交通局長

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う交通警察の運営について（通達）

道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号。以下「改正法」という。）が、本年６月10日公布され、改正法附則第１条第１号に掲げる規定は、本年６月30日から施行されることとなった。

また、改正法の施行に伴い、道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第181号）、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第45号）及び指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和２年国家公安委員会規則第８号）が本日公布され、本年６月30日から施行されることとなった。

今回施行される改正規定は、妨害運転に対する罰則の創設等に関するものであり、その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、改正規定が円滑かつ適切に施行されるよう、関係事務の運営に万全を期されたい。

別紙

（凡例）

「改正法」　：　道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号）

「法」　：　改正法による改正後の道路交通法（昭和35年法律第105号）

「改正令」　：　道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第181号）

「令」　：　改正令による改正後の道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）

「府令」　：　道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第45号）による改正後の道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）

1　妨害運転に対する罰則の創設等

(1)　趣旨

平成29年６月、神奈川県内の東名高速道路上において、他の自動車を執ように追跡し、進路を塞ぐなどの妨害行為を繰り返した上、当該自動車を停止させて後続の自動車に追突させ、停止させられた自動車に乗車していた一家４人を死傷させる事件が発生した。また、この事件の発生以降も、同様の悪質・危険な運転行為が相次いで発生しており、いわゆる「あおり運転」として重大な社会問題となっている。

このような状況を踏まえ、この種の悪質・危険な運転行為を抑止するため、他の車両等の通行を妨害する目的で一定の違反行為をした者に対する罰則の創設等を行うこととしたものである。

(2)　内容

ア　妨害運転に対する罰則の創設

(ｱ)　他の車両等の通行を妨害する目的で、以下の行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者は、３年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処することとした（法第117条の２の２第11号）。

ａ　法第17条（通行区分）第４項の規定の違反となるような行為

ｂ　法第24条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ｃ　法第26条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ｄ　法第26条の２（進路の変更の禁止）第２項の規定の違反となるような行為

ｅ　法第28条（追越しの方法）第１項又は第４項の規定の違反となるような行為

ｆ　法第52条（車両等の灯火）第２項の規定に違反する行為

ｇ　法第54条（警音器の使用等）第２項の規定に違反する行為

ｈ　法第70条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

ｉ　法第75条の４（最低速度）の規定の違反となるような行為

ｊ　法第75条の８（停車及び駐車の禁止）第１項の規定の違反となるような行為

(ｲ)　(ｱ)の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者は、５年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処することとした（法第117条の２第６号）。

イ　運転免許を受けることができない期間等に関する規定の整備

公安委員会は、運転免許を受けた者がア(ｲ)の行為をしたときは、その者の運転免許を取り消すことができることとするとともに、３年以上10年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が運転免許を受けることができない期間を指定すること等ができることとした（法第90条、第103条及び第107条の５）。

ウ　運転免許の効力の仮停止に関する規定の整備

ア(ｲ)の行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすることとした（法第103条の２第１項第２号）。

エ　妨害運転に付する基礎点数に関する規定の整備

法第117条の２の２第11号の罪に当たる行為（「妨害運転（交通の危険のおそれ）」）を一般違反行為とし、基礎点数25点を付することとした。また、法第117条の２第６号の罪に当たる行為（「妨害運転（著しい交通の危険）」）を特定違反行為とし、基礎点数35点を付することとした（令別表第２の１の表及び第２の２の表）。

オ　重大違反に関する規定の整備

重大違反唆し等の対象となる重大違反に、妨害運転（著しい交通の危険）及び妨害運転（交通の危険のおそれ）を追加することとした（令第33条の２の３第４項）。

カ　仮運転免許の取消しの基準に関する規定の整備

仮運転免許の取消処分の対象となる違反に、妨害運転（著しい交通の危険）及び妨害運転（交通の危険のおそれ）を追加することとした（令第39条の３第１項第３号）。

キ　危険行為に関する規定の整備

自転車運転者講習の対象となる危険行為に、妨害運転（著しい交通の危険）及び妨害運転（交通の危険のおそれ）を追加することとした（令第41条の３第15号）。

ク　安全運転管理者等の欠格要件に関する規定の整備

安全運転管理者等の欠格事由に、妨害運転に係る罪を追加することとした（府令第９条の９第１項第２号ロ）。

(3)　留意事項

ア　妨害運転の抑止を図るため、関係機関・団体と連携して、改正規定の内容について周知徹底するとともに、妨害運転を誘発しない運転の必要性や妨害運転を受けたときの対処法等についても一層の広報啓発活動を推進すること。

また、妨害運転に対する厳正な指導取締りを徹底するとともに、妨害運転を行った者に対する迅速な行政処分を推進すること。

イ　改正規定の趣旨及び内容について、違反の構成要件、立証方法、捜査書類の作成要領等について、教養を徹底すること。

２　その他

仮運転免許の取消処分の対象となる違反に、携帯電話使用等（交通の危険）（法第71条第５号の５の規定に違反する行為（同号の規定に違反し、よって道路における交通の危険を生じさせた場合に限る。））を追加することとした（令第39条の３第１項第３号）。

３　経過措置

(1)　施行前にした行為を理由とする運転免許（法第84条第１項に規定する運転免許をいう。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等（法第84条第１項に規定する自動車等をいう。）の運転の禁止については、なお従前の例によることとした（改正法附則第３条）。

(2)　施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例によることとした（改正法附則第８条）。

(3)　施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例によることとした（改正令附則第２項）。

(4)　施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例によることとした（改正令附則第３項）。

（参考資料）

○　道路交通法の一部を改正する法律（令和２年法律第42号）の官報の写し及び新旧対照条文

○　道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第181号）の官報の写し及び新旧対照条文

○　道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴

う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和２年内閣府令第45号）の官報の写し

○　指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則（令和２年国家公安委員会規則第８号）の官報の写し

第十七条の四十二中「第十七条の三十六第十一項から第十四項まで及び第十六項から第十八項まで」を「第十七条の三十六第十項から第十三項まで及び第十五項から第十七項まで」に、「同条第十一項」を「同条第十項」に、「同条第十二項」を「同条第十一項」に、「同条第十三項」を「同条第十二項」に、「同条第十四項」を「同条第十三項」に、「同条第十六項」を「同条第十五項」に、「同条第十七項」を「同条第十六項」に、「同条第十八項」を「同条第十七項」に改める。

（道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律の一部改正）

**第十四条**　道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律（平成十八年法律第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「及び第四項」を「及び第五項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「第五十四条の二第四項」を「第五十四条の二第五項」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

**第十五条**　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四十八条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同項第八号中「第十二号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項中第九号を第八号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

（大規模災害からの復興に関する法律の一部改正）

**第十六条**　大規模災害からの復興に関する法律（平成二十五年法律第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第七号中「次条第三項第十二号」を「次条第三項第十一号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第三項第十一号」を「第三項第十号」に改め、同条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同項第五号中「次項第九号」を「次項第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同条第三項第四号中「のうち市が定めるもの」を削り、同項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第六項中「同項第七号」を「同項第六号」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
農林水産大臣　江藤　拓
国土交通大臣　赤羽　一嘉
環境大臣　小泉進次郎

---

道路交通法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**法律第四十二号**

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第九十一条」を「第九十一条の二」に、「第百二条の二」を「第百二条の三」に、「第百八条の三十二の二」を「第百八条の三十二の三」に改める。

第二条第三項第二号中「若しくは」を「又は」に、「又は二輪」を「、二輪」に改め、「の自転車」の下に「その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両」を加える。

第十七条第三項中「自転車（」を「自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で」に改め、同条の付記中「第四項」を「第三項」に、「第百十九条第一項第二号の二」を「第百十九条第一項第二号の二」に、「第百十九条第一項第二号の二第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第二十四条の付記中「第百十九条第一項第一号の三」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三」に改める。

第二十六条の付記中「第百十九条第一項第一号の四」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四」に改める。

第二十六条の二の付記中「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号二」を加える。

第二十八条の付記中「第百十九条第一項第二号の二」を「第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二　第二項及び第三項については第百十九条第一項第二号の二」に改める。

第四十四条ただし書を削り、同条第一号中「勾配」を「勾配」に改め、同条第二号中「まがりかど」を「曲がり角」に改め、同条に次の一項を加える。

２　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二　道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

第四十四条の付記中「第百十九条の二第一項第一号」を「第一項については第百十九条の二第一項第一号」に改める。

第四十五条の二第一項及び第四十六条中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第四十九条の三第一項中「乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する」を「第四十四条第二項各号に掲げる」に、「又はトロリーバスの」を「若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の」に改める。

第四十九条の六中「第四十四条各号」を「第四十四条第一項各号」に、「同条」を「同項」に改める。

第五十条の二中「第五十一条の二まで」を「この条、次条」に、「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（違法駐車に対する措置）」を付し、同条第一項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改め、「次条第一項及び」を削り、同条第十五項及び第二十二項中「第五十一条の二の二まで」を「この条及び次条」に改める。

第五十一条の二を削る。

第五十一条の二の二中「第五十一条」を「前条」に改め、同条を第五十一条の二とする。

第五十一条の四第一項中「違法駐車行為」の下に「（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）」を加える。

第五十二条の付記中「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヘ、」を加える。

第五十四条の付記中「第二項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ト、」を加える。

第六十三条の三中「二輪又は三輪の」を削る。

第七十条の付記中「第百十九条第一項第九号」を「第百十七条の二の二第十一号チ、第百十九条第一項第九号」に改める。

第七十一条第五号の四中「、第七十一条の五第二項」を「、第七十一条の五第一項」に改め、「表示自動車（」の下に「第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は」を加え、「又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車」を削る。

第七十一条の五第二項中「普通自動車免許」を「準中型自動車免許又は普通自動車免許」に改める。

第七十二条の二第三項中「第五十一条の二の二の」を「第五十一条の二の二の」に、「第五十一条の二の二に」を「次条に」に、「第五十一条の二の二まで」を「この条及び次条」に改める。

第七十五条第一項第七号中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

第七十五条の四の付記中「第百二十条第一項第十二号」を「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ、第百二十条第一項第十二号」に改める。

第七十五条の八第二項中「、第五十一条及び第五十一条の二の二」を「から第五十一条の二の二まで」に改め、同条の付記中「第一項については」の下に「第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、」を加える。

第八十七条第二項中「を除く。）その他」を「及び二十一歳に満たない者を除く。）その他」に改める。

第九十条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改める。

第六章第二節中第九十一条の次に次の一条を加える。

（申請による免許の条件の付与等）

**第九十一条の二**　免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、又は若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3　公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことができる。

4　前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第十五号）

第九十三条第二項中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加える。

第九十六条第二項中「三年」の下に「（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）」を加え、同条第三項中「二年」の下に「（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）」を加え、同条第五項第一号及び第二号中「二十一歳」の下に「（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）」を加え、「ものにあつては、二年」を「経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年」に改める。

第九十七条の二第一項第三号中「第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下」に、「講習を」を「講習又は教育を」に改め、同号イ中「者」の下に「（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第百一条の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。ロ及びハ並びに第百一条の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）」を加え、「公安委員会」を「認知機能検査等、公安委員会」に、「介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）」を「普通自動車等の運転について必要な技能」に、「以下「認知機能検査」を「同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」」に改め、「当該認知機能検査の結果に基づいて行う」を削り、「講習」の下に「、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からニまで」に、「講習」を「講習」に改め、「よる講習」の下に「（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロ中「イ」の下に「から八まで」を、「講習」の下に「、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程」を加え、同号ロを同号ニとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）　認知機能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ハ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。）　運転技能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

第九十七条の二第一項第五号中「第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において」を「以下」に、「ハ」を「ホ」に、「講習」を「講習又は教育」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

第九十九条の二第四項第二号ハ及び二中「第百十七条の二の二第十一号」を「第百十七条の二の二第十二号」に改める。

第百一条の三第一項中「及び第二項に」を「から第三項までに」に改め、同項ただし書中「及び第二項並びに」を「から第三項まで及び」に改める。

第百一条の四第二項中「以内に」の下に「第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内に」を加え、「が行つた認知機能検査」を「又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等」に改め、同項後段を削り、同条第三項第二号中「もの」の下に「（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）」を加え、「前項」を「第二項」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同項に次の一号を加える。

三　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）

前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

第百一条の四中第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

３　前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

４　公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

第百一条の七第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査等」に、「おいて受けた認知機能検査」を「おいて」に改め、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて」を削る。

第百二条第一項中「より認知機能検査」を「より認知機能検査等」に、「当該認知機能検査」を「当該認知機能検査等」に改め、同項第一号中「第三項」を「第四項」に改め、「診断書」の下に「（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第四項中「行う」を「行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずる」に改め、同条第七項ただし書を削る。

第六章第五節中第百二条の二の次に次の一条を加える。

（基準該当若年運転者の受講義務）

**第百二条の三**　特例取得免許（第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。）を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの（第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。）が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

第百三条第一項ただし書中「前条」を「第百二条の二」に改め、同項第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条第二項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改め、同条第四項中「前条」を「第百二条の二」に改める。

第百三条の二第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。

第百四条の二の三第一項中「同条第一項から第三項まで」を「これら」に改め、同条第三項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条第四項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に改め、同条第五項中「前条」を「第百二条の二」に、「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（若年運転者期間に係る取消し）

**第百四条の二の四**　第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

２　第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

３　公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

４　前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5　第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

6　第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規定により特例取得免許を取り消す場合においては、第百四条第三項の規定は、準用しない。

7　第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

第百四条の三第一項中「前条第一項」を「第百四条の二の三第一項」に、「第三項又は」を「第三項」に改め、「第百三条第四項」の下に「又は前条第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第百六条中「第九十一条」の下に「若しくは第九十一条の二第二項」を、「第百三条第四項」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「第三項まで」を「第四項まで」に、「若しくは第十三号」を「、第十三号若しくは第十四号」に改める。

第百六条の二第二項中「認知機能検査」を「認知機能検査等」に、「第三項まで」を「第四項まで」に改める。

第百七条第二項中「第四項」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第百七条の五第二項第三号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改め、同条第九項中「前条」を「第百二条の二」に改める。

第百八条の二第一項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

十四　基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

第百八条の二第三項中「まで若しくは」を「まで、」に、「第十四号まで」を「第十三号まで若しくは第十五号」に改め、同条第四項及び同条の付記を削る。

第百八条の三の五を第百八条の三の六とする。

第百八条の三の四中「第百八条の二第一項第十四号」を「第百八条の二第一項第十五号」に改め、同条を第百八条の三の五とする。

第百八条の三の三第一項中「前条」を「前二条」に改め、同条の付記中「第百十七条の五第三号」を「第百十七条の五第二号」に改め、同条を第百八条の三の四とし、第百八条の三の二の次に次の一条を加える。

（若年運転者講習の手続）

**第百八条の三の三**　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。

第百八条の四第一項第一号中「者（」の下に「第三号及び」を加え、同項第二号中「者（次条」を「者（同条」に改め、同項に次の一号を加える。

三　若年運転者講習　運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

第百八条の四第二項中「又は初心運転者講習」を「、初心運転者講習又は若年運転者講習」に改める。

第百八条の五第一項中「取消処分者講習」の下に「又は若年運転者講習」を加える。

第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記中「第百十七条の五第三号」を「第百十七条の五第二号」に改める。

第百八条の三十二の二の見出しを「（運転免許取得者等教育の認定）」に改め、同条第一項中「受けている者」の下に「又は特定失効者若しくは特定取消処分者」を加え、「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

第百八条の三十二の二第三項から第五項までの規定中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、第六章の四中同条の次に次の一条を加える。

（運転免許取得者等検査の認定）

**第百八条の三十二の三**　免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2　前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「、次条第一項」と、「第百八条の三十二の二第一項」とあるのは「第百八条の三十二の三第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（罰則　第二項については第百二十三条の二）

第百八条の三十三中「第九十二条の二第一項」の下に「、第九十七条の二第一項第三号イ」を加え、「第百二条の二」を「第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三」に改め、「第百三条第一項第五号」の下に「、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項」を加え、「又は次条」を「、第百八条の三の三又は次条」に改める。

第百十条の二第五項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に、「きいたうえ」を「聴いた上」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に、「きかないで」を「聴かないで」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第百十二条第一項第五号の三の次に次の一号を加える。

五の四　運転技能検査を受けようとする者　運転技能検査手数料

第百十二条第一項第六号中「第九十一条」の下に「又は第九十一条の二第二項」を加え、同項第十三号中「初心運転者講習又は」を「初心運転者講習」に改め、「掲げる講習」の下に「又は若年運転者講習」を加える。

第百十三条の二中「第百四条の二の二第二項又は」を「第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは」に改める。

第百十七条の二第三号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同条に次の一号を加える。

六　次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

第百十七条の二の二中第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ　第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ　第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

ハ　第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為

ニ　第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為

ホ　第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為

ヘ　第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為

ト　第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為

チ　第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為

リ　第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為

ヌ　第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

第百十七条の四第一号中「、第百八条」を「又は第百八条」に改め、「又は第百八条の二（講習）第四項」を削る。

第百十七条の五第二号を削り、同条第三号中「第百八条の三の三」を「第百八条の三の四」に改め、同号を同条第二号とする。

第百十九条第一項第十五号中「条件）」の下に「若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項」を加える。

第百十九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第一号中「場所）、」を「場所）第一項、」に改める。

第百二十条第一項第十七号中「第百八条の三の四」を「第百八条の三の五」に改める。

第百二十一条第一項第九号中「、第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項」及び「（第百十七条の五第二号に該当する者を除く。）」を削る。

第百二十三条の二中「運転免許取得者教育」を「運転免許取得者等教育」に改め、「第三項」の下に「（第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

別表第一中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第十七条の付記の改正規定、第二十四条の付記の改正規定、第二十六条の付記の改正規定、第二十六条の二の付記の改正規定、第二十八条の付記の改正規定、第五十二条の付記の改正規定、第五十四条の付記の改正規定、第七十条の付記の改正規定、第七十五条の四の付記の改正規定、第七十五条の八の付記の改正規定、第九十条第二項第三号の改正規定、第九十九条の二第四項第二号ハ及びニの改正規定、第百三条第二項第三号の改正規定、第百三条の二第一項第二号の改正規定、第百七条の五第二項第三号の改正規定、第百十七条の二の改正規定並びに第百十七条の二の二の改正規定並びに附則第三条及び第八条から第十一条までの規定　公布の日から起算して二十日を経過した日

二　第二条第三項第二号の改正規定、第十七条第三項の改正規定、第四十四条の改正規定、第四十五条の二第一項及び第四十六条の改正規定、第四十九条の三第一項の改正規定、第四十九条の六の改正規定、第五十条の二の改正規定、第五十一条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定、同条の改正規定、第五十一条の二を削る改正規定、第五十一条の二の二の改正規定、同条を第五十一条の二とする改正規定、第五十一条の四第一項の改正規定、第六十三条の三の改正規定、第七十一条第五号の四の改正規定、第七十一条の五第二項の改正規定、第七十二条の二第三項の改正規定、第七十五条第一項第七号の改正規定、第七十五条の八第二項の改正規定、第百八条の三の三の付記の改正規定、第百八条の七の付記、第百八条の十八の付記及び第百八条の三十一の付記の改正規定、第百十条の二第五項の改正規定、第百十七条の五の改正規定、第百十九条の二第一項第一号及び第百十九条の三第一項第一号の改正規定、第百二十一条第一項第九号の改正規定並びに別表第一の改正規定並びに次条並びに附則第六条、第七条、第十二条及び第十三条の規定　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（調整規定）

**第二条**　前条第二号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日の前日までの間における同号に掲げる改正規定による改正後の道路交通法第百十七条の五の規定の適用については、同条第二号中「第百八条の三の四」とあるのは、「第百八条の三の三」とする。

（免許等に関する経過措置）

**第三条**　附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする免許（道路交通法第八十四条第一項に規定する免許をいう。次条第一項において同じ。）の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止又は自動車等（同法第八十四条第一項に規定する自動車等をいう。）の運転の禁止については、なお従前の例による。

**第四条**　この法律による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十七条の二第一項第三号イからニまでの規定は、この法律の施行の日から起算して六月を経過した日（以下この条において「基準日」という。）の翌日以後に免許が失効した者について適用し、基準日以前に免許が失効した者については、なお従前の例による。

2　新法第百一条の四第二項の規定は、道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日（同法第百一条の二第一項の規定による免許証の更新を申請しようとする者にあっては、当該申請をする日。以下この条において同じ。）が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用し、同法第百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日の前日以前である免許証の更新を受けようとする者については、なお従前の例による。

3　新法第百一条の四第三項の規定は、道路交通法第百一条第一項の更新期間が満了する日が基準日以後である免許証の更新を受けようとする者について適用する。

（秘密保持義務に関する経過措置）

**第五条**　この法律による改正前の道路交通法（以下この条において「旧法」という。）第百八条の二第三項の規定により道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（旧法第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者若しくは新法第百八条の二第三項の規定により道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習（前条第一項又は第二項の規定によりなお従前の

例によることとされる場合における旧法第九十七条の二第一項第三号イ又は第百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（これらの者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはこれらの職員又はこれらの者であった者については、旧法第百八条の二第四項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

（自転車運転者講習の受講命令に関する経過措置）

**第六条**　附則第一条第二号に掲げる規定の施行前にした行為を理由とする自転車運転者講習の受講命令については、なお従前の例による。

（罰則等に関する経過措置）

**第七条**　この法律（附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第五条の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**第八条**　附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する反則行為の取扱いに関しては、なお従前の例による。

（政令への委任）

**第九条**　附則第三条から前条まで及び附則第十一条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正）

**第十条**　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第二号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に改める。

（土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

**第十一条**　前条の規定の施行前にした行為に係る土砂等運搬大型自動車の使用の制限及び禁止については、同条の規定による改正後の土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第七条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の一部改正）

**第十二条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表第七十五条第一項第七号の項及び第百十九条の二第一項第三号の項中「第四十四条」を「第四十四条第一項」に改める。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正）

**第十三条**　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二十八号ロ中「第五十一条の二第一項」を「第五十一条の四第一項」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　高市　早苗
国土交通大臣　赤羽　一嘉

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**法律第四十三号**

## 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

（都市再生特別措置法の一部改正）

**第一条**　都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十六条の四」を「第四十六条の八」に、「第三節　都市計画等の特例」を「第三節　都市計画等の特例等」に、「第五款　都市公園の占用の許可の特例（第六十二条の二）
第六款　歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の三）」を
「第五款　都市公園の占用の許可の特例等（第六十二条の七）
第六款　都市再生推進法人を経由した道路又は都市公園の占用等の許可の申請手続（第六十二条の二―第六十二条の七）
第七款　駐車場法の特例等（第六十二条の九―第六十二条の十二）
第八款　普通財産の活用（第六十二条の十三）
第九款　景観計画の策定等の提案（第六十二条の十四）
第十款　歴史的風致維持向上計画の認定の申請手続の特例（第六十二条の十五）」

六十二条の八）に、「第八十条）」を「第八十条の二）」に、「第八十条の二―第八十条の八」を「第八十条の三―第八十条の九」に、「第二款　建築等の届出等（第八十八条）
第三款　居住調整地域等（第八十九条―第九十四条）」を
「第一款の二　宅地造成等関係行政事務の処理に係る権限の移譲（第八十七条の二）
第二款の三　土地区画整理法の特例（第八十七条の三―第八十七条の五）
第三款　居住環境向上用途誘導地区（第九十四条の二）
第四款　建築等の届出等（第八十八条）
住調整地域等（第八十九条―第九十四条）
築等の届出等（第八十八条）」に、「第四節　立地誘導促進施設協定（第百九条の二―第百九条の四）」を
「第三節の二　都市計画法の特例（第百九条の二・第百九条の三）
第四節　立地誘導促進施設協定（第百九条の四―第百九条の六）
第四節の二　居住誘導区域等権利設定等促進計画等（第百九条の七―第百九条の十三）」に、「第百九条の五―第百九条の十二」を「第百九条の十四―第百九条の二十一」に、「跡地等管理協定等」を「跡地等管理等協定等」に改める。

第二十九条第一項第一号中「居住者等」の下に「（以下「建築物の利用者等」という。）」を、「定めるもの」の下に「並びに建築物の利用者等に有用な情報の収集、整理、分析及び提供を行うための設備で政令で定めるもの」を加える。

第三十六条第二項中「をいう。）」を「をいう。第九十四条の二第二項第二号において同じ。）」に改める。

第四十六条第一項中「市町村は」の下に「、単独で又は共同して」を加え、同条第二項中「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改め、同項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　第一号の区域のうち、滞在者等の滞在及び交流の促進を図るため、円滑かつ快適な歩行の確保に資する歩道の拡幅その他の道路の整備、多様な滞在者等の交流の拠点の形成に資する都市公園の整備、良好な景観の形成に資する店舗その他の滞在者等の利便の増進に寄与する建築物の開放性を高めるための改築又は色彩の変更その他の滞在の快適性及び魅力の向上（以下この条において「滞在の快適性等の向上」という。）のために必要な公共公益施設の整備又は管理を行う必要があると認められる区域（以下「滞在快適性等向上区域」という。）を定める場合にあっては、その区域

# 道路交通法の一部を改正する法律　新旧対照条文

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）……1
○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）……62
○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）……63
○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）……66

道路交通法の一部を改正する法律　新旧対照条文

○　道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）（現行規定は、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案による改正後の規定）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| 目次<br>第一章～第五章　（略）<br>第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許<br>第一節　（略）<br>第二節　免許の申請等（第八十八条―第九十一条の二）<br>第三節～第四節の三　（略）<br>第五節　免許証の更新等（第百一条―第百二条の三）<br>第六節～第八節　（略）<br>第六章の二・第六章の三　（略）<br>第六章の四　交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第百八条の二十六―第百八条の三十二の三）<br>第七章～第九章　（略）<br>附則<br>（定義）<br>第二条　（略）<br>２　（略）<br>３　この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする | 目次<br>第一章～第五章　（略）<br>第六章　自動車及び原動機付自転車の運転免許<br>第一節　（略）<br>第二節　免許の申請等（第八十八条―第九十一条）<br>第三節～第四節の三　（略）<br>第五節　免許証の更新等（第百一条―第百二条の二）<br>第六節～第八節　（略）<br>第六章の二・第六章の三　（略）<br>第六章の四　交通の安全と円滑に資するための民間の組織活動等の促進（第百八条の二十六―第百八条の三十二の二）<br>第七章～第九章　（略）<br>附則<br>（定義）<br>第二条　（略）<br>２　（略）<br>３　この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする |

。

一　（略）

二　次条の大型自動二輪車又は普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車、二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（通行区分）

第十七条　（略）

2　（略）

3　二輪又は三輪の自転車その他車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当する車両（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6　（略）

（罰則　第一項から第三項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二　第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号イ、第百十九条第一項第二号の二）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条　（略）

。

一　（略）

二　次条の大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪若しくは三輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

（通行区分）

第十七条　（略）

2　（略）

3　二輪又は三輪の自転車（側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）以外の車両は、自転車道を通行してはならない。ただし、道路外の施設又は場所に出入するためやむを得ないときは、自転車道を横断することができる。

4～6　（略）

（罰則　第一項から第四項まで及び第六項については第百十九条第一項第二号の二）

（急ブレーキの禁止）

第二十四条　（略）

| | |
|---|---|
| （罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ロ、第百十九条第一項第一号の三） | （罰則　第百十九条第一項第一号の三） |
| （車間距離の保持）<br>第二十六条　（略）<br>（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ハ、第百十九条第一項第一号の四、第百二十条第一項第二号） | （車間距離の保持）<br>第二十六条　（略）<br>（罰則　第百十九条第一項第一号の四、第百二十条第一項第二号） |
| （進路の変更の禁止）<br>第二十六条の二　（略）<br>２・３　（略）<br>（罰則　第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ニ、第百二十条第一項第二号　第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項） | （進路の変更の禁止）<br>第二十六条の二　（略）<br>２・３　（略）<br>（罰則　第二項については第百二十条第一項第二号　第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項） |
| （追越しの方法）<br>第二十八条　（略）<br>２～４　（略）<br>（罰則　第一項及び第四項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ホ、第百十九条第一項第二号の二　第二項及び第三項については第百十九条第一項第二号の二） | （追越しの方法）<br>第二十八条　（略）<br>２～４　（略）<br>（罰則　第百十九条第一項第二号の二） |
| （停車及び駐車を禁止する場所）<br>第四十四条　車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている | （停車及び駐車を禁止する場所）<br>第四十四条　車両は、道路標識等により停車及び駐車が禁止されている |

道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。

一　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二　交差点の側端又は道路の曲がり角から五メートル以内の部分

三～六　（略）

2　前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一　乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき。

二　道路運送法第三条第一号に規定する一般旅客自動車運送事業の用に供する自動車（同号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車にあつては同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものを除く。第四十九条の三第一項において「一般旅客自動車運送事業用自動車」という。）又は同法第七十八条第二号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自動車（同項において「自家用有償旅客運送自動車」という。）が、乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するとき（当該停留所又は停留場における停車又は駐車であつて、

道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、法令の規定若しくは警察官の命令により、又は危険を防止するため一時停止する場合のほか、停車し、又は駐車してはならない。ただし、乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において、乗客の乗降のため停車するとき、又は運行時間を調整するため駐車するときは、この限りでない。

一　交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

二　交差点の側端又は道路のまがりかどから五メートル以内の部分

三～六　（略）

（新設）

地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために有用であり、かつ、道路又は交通の状況により支障がないことについて、内閣府令で定めるところにより、同法第九条第一項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業者、公安委員会その他の当該停車又は駐車に関係のある者として内閣府令で定める者が合意し、その旨を公安委員会が公示したものをする場合に限る。）。

（罰則　第一項については第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。）であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

一～三　（略）

2～5　（略）

（罰則　（略））

---

（罰則　第百十九条の二第一項第一号、同条第二項、第百十九条の三第一項第一号、同条第二項）

（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）

第四十五条の二　次の各号のいずれかに該当する者（以下この項及び次項において「高齢運転者等」という。）が運転する普通自動車（当該高齢運転者等が内閣府令で定めるところによりその者の住所地を管轄する公安委員会に届出をしたものに限る。）であつて、当該高齢運転者等が同項の規定により交付を受けた高齢運転者等標章をその停車又は駐車をしている間前面の見やすい箇所に掲示したもの（以下「高齢運転者等標章自動車」という。）は、第四十四条の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は前条第一項の規定による駐車を禁止する道路の部分の全部又は一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

一～三　（略）

2～5　（略）

（罰則　（略））

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条　前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　時間制限駐車区間における車両の駐車（第四十四条第二項各号に掲げる場合における当該乗合自動車若しくはトロリーバス又は当該一般旅客自動車運送事業用自動車若しくは自家用有償旅客運送自動車の駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

２～４　（略）

（罰則　（略））

（時間制限駐車区間における停車の特例）

第四十九条の六　車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条第一項各号に掲げる道路の部分においては、同項の規定にかかわらず、停車することができる。

---

（停車又は駐車を禁止する場所の特例）

第四十六条　前条第一項に規定するもののほか、車両は、第四十四条又は第四十五条第一項の規定による停車及び駐車を禁止する道路の部分又は駐車を禁止する道路の部分の一部について、道路標識等により停車又は駐車をすることができることとされているときは、これらの規定にかかわらず、停車し、又は駐車することができる。

（時間制限駐車区間における駐車の方法等）

第四十九条の三　時間制限駐車区間における車両の駐車（乗合自動車又はトロリーバスが、その属する運行系統に係る停留所又は停留場において運行時間を調整するため駐車する場合における当該乗合自動車又はトロリーバスの駐車を除く。次条において同じ。）については、第四十四条から第四十八条までの規定にかかわらず、この条から第四十九条の五までに定めるところによる。

２～４　（略）

（罰則　（略））

（時間制限駐車区間における停車の特例）

第四十九条の六　車両は、第四十九条の三第三項の道路標識等により車両が駐車することができる道路の部分として指定されている時間制限駐車区間の第四十四条各号に掲げる道路の部分においては、同条の規定にかかわらず、停車することができる。

（違法停車に対する措置）

第五十条の二　車両（トロリーバスを除く。以下この条、次条及び第五十一条の四において同じ。）が第四十四条第一項、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

（罰則　（略））

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動すべきこ

（違法停車に対する措置）

第五十条の二　車両（トロリーバスを除く。以下第五十一条の二まで及び第五十一条の四において同じ。）が第四十四条、第四十七条第一項若しくは第三項又は第四十八条の規定に違反して停車していると認められるときは、警察官等は、当該車両の運転者に対し、当該車両の停車の方法を変更し、又は当該車両を当該停車が禁止されている場所から移動すべきことを命ずることができる。

（罰則　（略））

（違法駐車に対する措置）

第五十一条　車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第二項若しくは第三項、第四十九条の四若しくは第四十九条の五後段の規定に違反して駐車していると認められるとき、又は第四十九条第一項のパーキング・チケット発給設備を設置する時間制限駐車区間において駐車している場合において当該車両に当該パーキング・チケット発給設備により発給を受けたパーキング・チケットが掲示されておらず、かつ、第四十九条の三第四項の規定に違反していると認められるとき（次条第一項及び第五十一条の四第一項において「違法駐車と認められる場合」と総称する。）は、警察官等は、当該車両の運転者その他当該車両の管理について責任がある者（以下この条において「運転者等」という。）に対し、当該車両の駐車の方法を変更し、若しくは当該車両を当該駐車が禁止されている場所から移動すべきこと又は当該車両を当該時間制限駐車区間の当該車両が駐車している場所から移動

とを命ずることができる。

2～14　（略）

15　第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）の負担とする。

16～21　（略）

22　第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所

すべきことを命ずることができる。

2～14　（略）

15　第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、車両の保管、公示その他の措置に要した費用は、当該車両の運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）の負担とする。

16～21　（略）

22　第六項、第七項及び第九項から第二十項までの規定は、第六項の規定により保管した車両に積載物があつた場合における当該積載物について準用する。この場合において、第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）」と、第九項中「前項」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該積載物の所有者以外の者に当該積載物を返還することが困難であると認められる」と、第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがあるとき、又は第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、第十五項中「第二項、第三項又は第五項から第十一項までの規定による車両の移動、」とあるのは「第二十二項において準用する第六項、第七項又は第九項から第十一項までの規定による」と、「運転者等又は使用者若しくは所

有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則　（略））

（削る）

有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第二十二項において読み替えて準用する第七項の規定による当該積載物の所有者に対する」と読み替えるものとする。

（罰則　（略））

第五十一条の二　公安委員会は、違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為（以下この条及び第五十一条の四において「違法駐車行為」という。）が常態として行われている道路の区間であつて、次項の規定による車輪止め装置の取付けの措置によつて違法駐車行為の防止を図ることが適当なものを、車輪止め装置取付け区間として指定することができる。この場合において、公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、当該指定に係る道路の区間に、当該区間が車輪止め装置取付け区間である旨の表示をしなければならない。

2　警察署長は、道路又は交通の状況から判断して車輪止め装置取付け区間における違法駐車行為を防止するためやむを得ないと認めるときは、当該区間における違法駐車行為に係る車両に車輪止め装置を取り付けることができる。

3　次に掲げる車両には、前項の規定にかかわらず、車輪止め装置を取り付けてはならない。

一　前条第一項の規定による命令をすることができる場合における当該命令に係る車両

二　第七項の規定により警察署長が車輪止め装置を取り除いた車両で

あつて、取り除いた時から四時間を経過していないもの（当該取り除いた時から当該車両について同一の違法駐車行為が継続しているものに限る。）

4 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けるときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、車両に車輪止め装置を取り付ける旨の広報をするように努めるものとする。

5 警察署長は、第二項の規定により車両に車輪止め装置を取り付けたときは、当該車両の見やすい箇所に、当該車両を移動しようとする者はその旨を当該警察署長に申告して当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除く措置を受けることができることその他の内閣府令で定める事項を記載した標章を取り付けなければならない。

6 警察署長は、第二項の規定により車輪止め装置を取り付けた車両の使用者等その他の関係者であつて当該車両を移動しようとするものからその旨の申告を受けたときは、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

7 前項に定めるもののほか、警察署長は、第二項の規定による車両への車輪止め装置の取付けを開始した時から二十四時間を経過するまでに、当該車両に取り付けた車輪止め装置を取り除かなければならない。

8 第六項に定めるもののほか、警察署長は、第二項のやむを得ないと認める事情がなくなつたと認めるとき又は道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要が生じたときは、同項の規定により車両に取り付けた車輪止め装置を取り除くものとする。

9 警察署長は、第二項の規定により取り付けた車輪止め装置を取り除

（報告徴収等）

第五十一条の二　警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2　警察署長は、前条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（放置違反金）

第五十一条の四　警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

くときは、第五項の規定により当該車両に取り付けた標章を取り除かなければならない。

10　何人も、第二項の規定により車両に取り付けられた車輪止め装置を破損し、第五項の規定により車両に取り付けられた標章を破損し、若しくは汚損し、又は警察署長が取り除く場合を除き、これらを取り除いてはならない。

11　第五項の標章の様式その他同項の標章に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第十項については第百十七条の五第二号、第百二十一条第一項第九号）

（報告徴収等）

第五十一条の二の二　警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者その他の関係者に対し、当該車両又は積載物に関し必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

2　警察署長は、第五十一条の規定の施行のため必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

（放置違反金）

第五十一条の四　警察署長は、警察官等に、違法駐車と認められる場合

における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為（違法駐車と認められる場合に係る車両の運転者の行為をいう。第四項及び第十六項において同じ。）をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2～18　（略）

（罰則　（略））

（車両等の灯火）

第五十二条　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項

第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヘ、第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

---

における車両（軽車両にあつては、牽引されるための構造及び装置を有し、かつ、車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号の車両総重量をいう。）が七百五十キログラムを超えるもの（以下「重被牽引車」という。）に限る。以下この条において同じ。）であつて、その運転者がこれを離れて直ちに運転することができない状態にあるもの（以下「放置車両」という。）の確認をさせ、内閣府令で定めるところにより、当該確認をした旨及び当該車両に係る違法駐車行為をした者について第四項ただし書に規定する場合に該当しないときは同項本文の規定により当該車両の使用者が放置違反金の納付を命ぜられることがある旨を告知する標章を当該車両の見やすい箇所に取り付けさせることができる。

2～18　（略）

（罰則　（略））

（車両等の灯火）

第五十二条　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第五号、同条第二項

第二項については第百二十条第一項第八号、同条第二項）

（警音器の使用等）

第五十四条　（略）

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項第二項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ト、第百二十一条第一項第六号）

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三　車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

（罰則　（略））

（安全運転の義務）

第七十条　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号チ、第百十九条第一項第九号、同条第二項）

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の三　（略）

五の四　自動車を運転する場合において、第七十一条の五第一項から

2　（略）

（罰則　第一項については第百二十条第一項第八号、同条第二項第二項については第百二十一条第一項第六号）

（自転車道の通行区分）

第六十三条の三　車体の大きさ及び構造が内閣府令で定める基準に適合する二輪又は三輪の自転車で、他の車両を牽引していないもの（以下この節において「普通自転車」という。）は、自転車道が設けられている道路においては、自転車道以外の車道を横断する場合及び道路の状況その他の事情によりやむを得ない場合を除き、自転車道を通行しなければならない。

（罰則　（略））

（安全運転の義務）

第七十条　（略）

（罰則　第百十九条第一項第九号、同条第二項）

（運転者の遵守事項）

第七十一条　車両等の運転者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

一～五の三　（略）

五の四　自動車を運転する場合において、第七十一条の五第二項から

第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第一項、第七十一条の六第一項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた準中型自動車又は第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六　（略）

（罰則　（略））

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

２　第八十四条第三項の準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた者で、当該準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている準中型自動車免許又は普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条

第四項まで若しくは第七十一条の六第一項から第三項までに規定する者又は第八十四条第二項に規定する仮運転免許を受けた者が表示自動車（第七十一条の五第二項から第四項まで、第七十一条の六第二項若しくは第三項若しくは第八十七条第三項に規定する標識を付けた普通自動車又は第七十一条の六第一項に規定する標識を付けた準中型自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行してくる表示自動車が当該自動車との間に第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

五の五・六　（略）

（罰則　（略））

（初心運転者標識等の表示義務）

第七十一条の五　（略）

２　第八十四条第三項の普通自動車免許を受けた者で、当該普通自動車免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して一年に達しないもの（当該免許を受けた日前六月以内に普通自動車免許を受けていたことがある者、現に受けている普通自動車免許を受けた日以後に当該免許に係る上位免許（第八十五条第二項の規定により一の種類の運転免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。

第一項の表の区分に従い運転することができる自動車等（以下「免許自動車等」という。）を運転することができる他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

３・４　（略）

（罰則　（略））

第七十二条の二　（略）

２　（略）

３　第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び次条において「所有者等」という。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変質するおそれがある

）を運転することができる他の種類の運転免許（第八十四条第二項の仮運転免許を除く。）をいう。第百条の二第一項第一号及び第三号において同じ。）を受けた者その他の者で政令で定めるものを除く。）は、内閣府令で定めるところにより普通自動車の前面及び後面に内閣府令で定める様式の標識を付けないで普通自動車を運転してはならない。

３・４　（略）

（罰則　（略））

第七十二条の二　（略）

２　（略）

３　第五十一条第七項及び第九項から第二十一項まで並びに第五十一条の二の二の規定は、前二項の規定による措置に係る損壊物等について準用する。この場合において、第五十一条第七項中「使用者」とあるのは「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原を有する者（以下この条及び第五十一条の二の二において「所有者等」という。）」と、同条第九項中「前項」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項」と、「知ることができない」とあるのは「知ることができず、かつ、当該損壊物等の所有者以外の者に当該損壊物等を返還することが困難であると認められる」と、同条第十一項中「第七項から前項まで」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項及び前二項」と、同条第十二項中「第八項の規定による告知の日又は」とあるのは「腐敗し、若しくは変

とき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下この条及び次条において「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六　（略）

七　自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（

---

質するおそれがあるとき、又は第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する告知の日若しくは」と、「費用」とあるのは「費用若しくは手数」と、同条第十五項中「運転者等又は使用者若しくは所有者（以下第五十一条の二の二までにおいて「使用者等」という。）」とあるのは「所有者等」と、同条第十六項中「運転者等又は使用者等」とあるのは「所有者等」と、同条第二十項中「第八項の規定による」とあるのは「第七十二条の二第三項において読み替えて準用する第七項の規定による当該損壊物等の所有者に対する」と、第五十一条の二の二第一項中「同条第六項の規定により保管した車両の使用者等その他の関係者又は同条第二十二項において準用する同条第六項の規定により保管した積載物の所有者、占有者その他当該積載物について権原を有する者」とあるのは「第七十二条の二第二項後段の規定により保管した損壊物等の所有者等」と読み替えるものとする。

（自動車の使用者の義務等）

第七十五条　自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

一～六　（略）

七　自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（

当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2～11　（略）

（罰則　（略））

（最低速度）

第七十五条の四　（略）

（罰則　第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号リ、第百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八　（略）

2　第五十条の二から第五十一条の二までの規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上の場所その他

当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

2～11　（略）

（罰則　（略））

（最低速度）

第七十五条の四　（略）

（罰則　第百二十条第一項第十二号）

（停車及び駐車の禁止）

第七十五条の八　（略）

2　第五十条の二、第五十一条及び第五十一条の二の二の規定は、自動車が前項の規定に違反して停車し、又は駐車していると認められる場合について準用する。この場合において、第五十一条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない道路上の場所」とあるのは「政令で定める場所」と、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルを超えない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と、同条第五項中「駐車場、空地、第三項に規定する場所以外の道路上

の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

3　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の二第六号、第百十七条の二の二第十一号ヌ、第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第三号）

（仮免許）

第八十七条　（略）

2　大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者及び二十一歳に満たない者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3～6　（略）

（罰則　（略））

---

の場所その他の場所」とあるのは「第三項に規定する場所以外の場所」と読み替えるものとする。

3　（略）

（罰則　第一項については第百十九条の二第一項第二号、第百十九条の三第一項第四号　第二項については第百十九条第一項第三号）

（仮免許）

第八十七条　（略）

2　大型仮免許を受けた者は大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、中型仮免許を受けた者は中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を、準中型仮免許を受けた者は準中型自動車又は普通自動車を、普通仮免許を受けた者は普通自動車を、練習のため又は試験等において運転することができる。この場合において、仮免許を受けた者は、練習のため自動車を運転しようとするときは、その運転者席の横の乗車装置に、当該自動車を運転することができる第一種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）で当該免許を受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上のもの、当該自動車を運転することができる第二種免許を受けている者（免許の効力が停止されている者を除く。）その他政令で定める者を同乗させ、かつ、その指導の下に、当該自動車を運転しなければならない。

3～6　（略）

（罰則　（略））

（免許の拒否等）

第九十条　公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一～六　（略）

七　第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五　（略）

３～14　（略）

（申請による免許の条件の付与等）

第九十一条の二　免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委

---

（免許の拒否等）

第九十条　公安委員会は、前条第一項の運転免許試験に合格した者（当該運転免許試験に係る適性試験を受けた日から起算して、第一種免許又は第二種免許にあつては一年を、仮免許にあつては三月を経過していない者に限る。）に対し、免許を与えなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許（仮免許を除く。以下この項から第十二項までにおいて同じ。）を与えず、又は六月を超えない範囲内において免許を保留することができる。

一～六　（略）

七　第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受け、又は同条第六項の規定による通知を受けた者

２　前項本文の規定にかかわらず、公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する者については、政令で定める基準に従い、免許を与えないことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をした者（前二号のいずれかに該当する者を除く。）

四・五　（略）

３～14　（略）

（新設）

員会に対し、免許に、その者が運転することができる自動車等の種類を限定する条件その他の条件であつて、交通事故を防止し、若しくは交通事故による被害を軽減することに資するものとして内閣府令で定めるものを付し、又はこれを変更することを申請することができる。

2　前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許に条件を付し、又は当該申請に係る免許に付されている条件を変更するものとする。

3　公安委員会は、第一項の規定による条件の変更の申請があつた場合において、必要があると認めるときは、当該申請をした者に対し、当該変更をすることが適当であるかどうかについて審査を行うことができる。

4　前三項に定めるもののほか、第二項の規定による免許の条件の付与及び変更について必要な事項は、内閣府令で定める。

（罰則　第二項については第百十九条第一項第十五号）

（免許証の記載事項）

第九十三条　（略）

2　公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3　（略）

（受験資格）

---

（免許証の記載事項）

第九十三条　（略）

2　公安委員会は、前項に規定するもののほか、免許を受けた者について、第九十一条の規定により、免許に条件を付し、又は免許に付されている条件を変更したときは、その者の免許証に当該条件に係る事項を記載しなければならない。

3　（略）

（受験資格）

第九十六条　（略）

２　大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）以上の者でなければならない。

３　中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年（政令で定める教習を修了した者にあつては、一年）以上の者でなければならない。

４　（略）

５　第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定め

第九十六条　（略）

２　大型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年以上の者でなければならない。

３　中型免許の運転免許試験を受けようとする者（政令で定める者を除く。）は、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して二年以上の者でなければならない。

４　（略）

５　第二種免許の運転免許試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一　牽引第二種免許以外の第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

る教習を修了したものにあつては一年）以上のもの

二　牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳（政令で定める教習を修了した者（第百四条の二の四第一項又は第二項の規定により特例取得免許の取消しを受けた者その他の政令で定める者を除く。）にあつては、十九歳）以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定める経験を有するものにあつては二年、政令で定める教習を修了したものにあつては一年）以上のもの

三　（略）

6　（略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二　（略）

三　第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（以下「特定失効者」という。）の

二　牽引第二種免許の運転免許試験については、二十一歳以上の者で、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許又は大型特殊免許及び牽引免許を現に受けている者に該当し、かつ、これらの免許のいずれかを受けていた期間（当該免許の効力が停止されていた期間を除く。）が通算して三年（政令で定めるものにあつては、二年）以上のもの

三　（略）

6　（略）

（運転免許試験の免除）

第九十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者に対しては、それぞれ当該各号に定める運転免許試験を免除する。

一・二　（略）

三　第百一条第一項の免許証の有効期間の更新を受けなかつた者（政令で定める者を除く。）で、その者の免許が第百五条第一項の規定により効力を失つた日から起算して六月（海外旅行、災害その他政令で定めるやむを得ない理由のため、その期間内に運転免許試験を受けることができなかつた者にあつては、当該効力を失つた日から起算して三年を経過しない場合に限り、当該事情がやんだ日から起算して一月）を経過しないもの（第百八条の二第一項第十一号及び

うち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつて大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（以下この条及び第百一条の四において「普通自動車等」という。）の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限り、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。ロ及びハ並びに第百一条の四第二項において同じ。）を提出した者その他公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号イに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「認知機能検査等」という。）を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）　認知機能検査等、公安委員会が内閣府令で定めるところ

第十二号において「特定失効者」という。）のうち、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

イ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者　公安委員会が内閣府令で定めるところにより行う介護保険法第五条の二第一項に規定する認知機能（以下単に「認知機能」という。）に関する検査（以下「認知機能検査」という。）及び当該認知機能検査の結果に基づいて行う第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ろにより行う普通自動車等の運転について必要な技能に関する検査（同号ロ及び第百十二条第一項第五号の四において「運転技能検査」という。）又は第百八条の三十二の三第一項第三号ロに掲げる基準に適合する同項の認定を受けた同項の運転免許取得者等検査（以下「運転技能検査等」という。）及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号ロに掲げる基準に適合するものに限る。ロからニまでにおいて同じ。）

ロ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当するもの及び同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者を除く。）　認知機能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

（新設）

ハ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十五歳以上の者（普通自動車対応免許を受けようとする者であつてイの政令で定める基準に該当し、かつ、同日前一年以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出

（新設）

した者その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める者であるものに限る。）　運転技能検査等及び第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ニ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イからハまでに掲げる者を除く。）　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程

ホ　イからニまでに掲げる者以外の者　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習、同条第二項の規定による講習（同号に掲げる講習と同等の効果がある講習の基準として国家公安委員会規則で定める基準に適合するものに限る。）又は第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育の課程（同項第三号イに掲げる基準に適合するものに限る。）

四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（

ロ　第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出した日における年齢が七十歳以上の者（イに掲げる者を除く。）　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習

ハ　イ及びロに掲げる者以外の者　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習又は国家公安委員会規則で定める基準に適合する同条第二項の規定による講習

四　（略）

五　第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第一項第一号から第二号までのいずれかに係るものに限る。）を受けた者（当該取消しを受けた日前の直近においてした第八十九条第一項、第百一条第一項若しくは第百一条の二第一項の規定による質問票の提出又は第百一条の五の規定による報告について第百十七条の四第二号の違反行為をした者その他政令で定める者を除く。）で、その者の免許が取り消された日から起算して三年を経過しないもの（

以下「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからホまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからホまでに定める検査及び講習又は教育を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

2　公安委員会は、前項第三号又は第五号の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、同項の規定にかかわらず、同項第三号又は第五号に定める運転免許試験を免除しないことができる。

3　第一項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

4　第一項及び前項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができる。

（技能検定員）

第九十九条の二　（略）

2・3　（略）

第百八条の二第一項第十一号及び第十二号において「特定取消処分者」という。）のうち、第三号イからハまでに掲げる区分に応じそれぞれ同号イからハまでに定める検査及び講習を内閣府令で定めるところにより受けたもの　その者が受けていた免許に係る運転免許試験（前条第一項第一号に掲げる事項についてのものを除く。）

（新設）

2　前項に定めるもののほか、免許を受けようとする者が自動車等の運転に関する本邦の域外にある国又は地域の行政庁又は権限のある機関の免許を有する者であるときは、公安委員会は、政令で定めるところにより、その者が受けようとする免許に係る自動車等を運転することに支障がないことを確認した上で、運転免許試験の一部を免除することができる。

3　前二項に定めるもののほか、公安委員会は、政令で定める基準に従い、免許を受けようとする者が当該免許に係る自動車等を運転することが支障がないと認めたときは、運転免許試験の一部を免除することができる。

（技能検定員）

第九十九条の二　（略）

2・3　（略）

4　公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一　（略）

二　次のいずれにも該当しない者

イ・ロ　（略）

ハ　第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ　（略）

5・6　（略）

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三　免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項から第三項までにおいて同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項から第三項まで及び第百八条

4　公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一　（略）

二　次のいずれにも該当しない者

イ・ロ　（略）

ハ　第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ　（略）

5・6　（略）

（更新を受けようとする者の義務）

第百一条の三　免許証の更新を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する公安委員会（前条第一項の場合にあつては、その者の住所地を管轄する公安委員会又は経由地公安委員会。次条第一項及び第二項において同じ。）が行う第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習を受けなければならない。ただし、更新期間が満了する日（第百一条の二第一項の規定による免許証の更新の申請をしようとする者にあつては、当該申請をする日。次条第一項及び第二項並びに第百八条の二第

の二第一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

２　（略）

（七十歳以上の者の特例）

第百一条の四　（略）

２　前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内に第百二条第一項から第四項までの規定により診断書を提出した場合その他認知機能検査等を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、当該期間内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた認知機能検査等を受けていなければならない。

３　前二項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて、普通自動車等の運転に関するこの法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分並びに重大違反唆し等及び道路外致死傷に係る法律の規定の遵守の状況を勘案して普通自動車等を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがある者として政令で定める基準に該当するものに限る。）は、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会又は第百八条の三十二の三第一項の認定

一項第十二号において同じ。）前六月以内に同項第十二号に掲げる講習を受けた者その他の同項第十一号に掲げる講習を受ける必要がないものとして政令で定める者は、この限りでない。

２　（略）

（七十歳以上の者の特例）

第百一条の四　（略）

２　前項に定めるもののほか、免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のものは、更新期間が満了する日前六月以内にその者の住所地を管轄する公安委員会が行つた認知機能検査を受けていなければならない。この場合において、公安委員会は、その者に対する同項の講習を当該認知機能検査の結果に基づいて行うものとする。

（新設）

を受けて同項の運転免許取得者等検査を行う者が行つた運転技能検査等を受けていなければならない。

4　公安委員会は、前項の規定により運転技能検査等を受けた者で当該運転技能検査等の結果が普通自動車等を運転することが支障があることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するものに対し、第百一条第六項又は第百一条の二第四項の規定にかかわらず、免許証の更新をしないことができる。

5　公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一　（略）

二　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものを除く。）　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に第二項の規定により認知機能検査等を受けていなければならない旨、当該認知機能検査等を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

三　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの（普通自動車対応免許を現に受けている者であつて第三項の政令で定める基準に該当するものに限る。）　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に同項の規定により運転技能検査等を受けていなければならない旨、当該運転技能検査等を受けることができる

（新設）

3　公安委員会は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める事項を記載した書面を送付するものとする。

一　（略）

二　免許を現に受けている者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの　前号に定める事項並びに免許証の更新を受けようとするときは更新期間が満了する日前六月以内に前項の規定により認知機能検査を受けていなければならない旨、当該認知機能検査を受けることができる日時及び場所その他当該認知機能検査に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

（新設）

日時及び場所その他当該運転技能検査等に係る事務の円滑な実施を図るため必要な事項

（臨時認知機能検査等）

第百一条の七　公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査等を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

２　（略）

３　前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査等を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査等を受けなければならない。

４　公安委員会は、前項の規定により認知機能検査等を受けた者が、当該認知機能検査等の結果、その者が当該認知機能検査等を受けた日前の直近において受けた認知機能検査等の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるもの

（臨時認知機能検査等）

第百一条の七　公安委員会は、七十五歳以上の者（免許を現に受けている者に限る。）が、自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律の規定に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為のうち認知機能が低下した場合に行われやすいものとして政令で定める行為をしたときは、その者が当該行為をした日の三月前の日以後に第九十七条の二第一項第三号若しくは第五号、第百一条の四第二項又はこの条第三項の規定により認知機能検査を受けた場合その他臨時に認知機能検査を受ける必要がないものとして内閣府令で定める場合を除き、その者に対し、臨時に認知機能検査を行うものとする。

２　（略）

３　前項の規定による通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（認知機能検査を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由のある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでに、認知機能検査を受けなければならない。

４　公安委員会は、前項の規定により認知機能検査を受けた者が、当該認知機能検査の結果、その者が当該認知機能検査を受けた日前の直近において受けた認知機能検査の結果その他の事情を勘案して、認知機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼす可能性があるものとして内

として内閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5・6　（略）

（臨時適性検査等）

第百二条　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査等を受けた者で当該認知機能検査等の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第四項までの規定により診断書（同項に規定する診断書にあつては、その者が同号に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出したとき。

（削る）

閣府令で定める基準に該当するときは、その者に対し、同項の規定により受けた認知機能検査の結果に基づいて第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を行うものとする。

5・6　（略）

（臨時適性検査等）

第百二条　公安委員会は、第九十七条の二第一項第三号又は第五号の規定により認知機能検査を受けた者で当該認知機能検査の結果が認知症のおそれがあることを示すものとして内閣府令で定める基準に該当するもの（以下この条において「基準該当者」という。）が第八十九条第一項の免許申請書を提出したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に次の各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第九十条第一項第一号の二に該当する者であるかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　この条（第五項を除く。）の規定による適性検査（第四項の規定によるものにあつては、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつた疑いがあることを理由としたものに限る。）を受け、又はこの項から第三項までの規定により診断書を提出したとき。

二　第七項ただし書の規定により診断書（その者が第百三条第一項第一号の二に該当するかどうかを診断したものに限る。）を提出した

二　認知機能検査等を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2　公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　当該認知機能検査等を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　（略）

3　公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査等を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査等を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査

---

とき。

三　認知機能検査を受け、基準該当者に該当しないこととなつたとき。

2　公安委員会は、第百一条の四第二項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が次の各号のいずれかに該当するときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

一　当該認知機能検査を受けた日以後に前項各号のいずれかに該当することとなつたとき。

二　（略）

3　公安委員会は、前条第三項の規定により認知機能検査を受けた者が基準該当者に該当したときは、その者が当該認知機能検査を受けた日以後に第一項各号のいずれかに該当することとなつたときを除き、その者が第百三条第一項第一号の二に該当することとなつたかどうかにつき、臨時に適性検査を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずるものとする。

4　前三項に定めるもののほか、公安委員会は、運転免許試験に合格した者が第九十条第一項第一号から第二号までのいずれかに該当する者であり、又は免許を受けた者が第百三条第一項第一号から第三号までのいずれかに該当することとなつたと疑う理由があるときは、当該運転免許試験に合格した者又は免許を受けた者につき、臨時に適性検査

| | |
|---|---|
| を行い、又はその者に対し公安委員会が指定する期限までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出すべき旨を命ずることができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。 | を行うことができる。この場合において、公安委員会は、第八十九条第一項、第百一条第一項又は第百一条の二第一項の規定により提出された質問票の記載内容、第百一条の五の規定による報告の内容その他の事情を考慮するものとする。 |
| 5・6　（略） | 5・6　（略） |
| 7　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。 | 7　前項の規定により通知を受けた者は、通知された期日に通知された場所に出頭して適性検査を受けなければならない。ただし、第四項の規定による適性検査に係る通知を受けた者が、当該通知された期日までに内閣府令で定める要件を満たす医師の診断書を提出した場合は、この限りでない。 |
| 8　（略） | 8　（略） |
| （基準該当若年運転者の受講義務） | （新設） |
| 第百二条の三　特例取得免許（第八十八条第一項第一号の規定により十九歳から大型免許を受けることができる者に該当して受けた大型免許若しくは十九歳から中型免許を受けることができる者に該当して受けた中型免許又は第九十六条第五項第一号若しくは第二号の規定により十九歳から第二種免許の運転免許試験を受けることができる者に該当して受けた第二種免許をいい、政令で定めるものを除く。以下同じ。）を現に受けている者であつて、特例取得免許を最初に受けた日から二十一歳に達するまでの間（特例取得免許を受けていない期間及び二十歳に達した日以後特例取得免許のうち中型免許のみを受けている期 | |

間を除く。以下「若年運転者期間」という。）に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたもの（第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百四条の二の四第二項の政令で定める基準に該当することとなつた者を除く。以下「基準該当若年運転者」という。）が、第百八条の三の三の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日の翌日から起算した期間（講習を受けないことについて政令で定めるやむを得ない理由がある者にあつては、当該期間から当該事情の存する期間を除いた期間）が通算して一月を超えることとなるまでの間に同号に掲げる講習を受けなければならない。

（免許の取消し、停止等）

第百三条　免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、

（免許の取消し、停止等）

第百三条　免許（仮免許を除く。以下第百六条までにおいて同じ。）を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、当該処分は、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後でなければ、すること

することができない。

一～二　（略）

三　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者であることが判明したとき。

四～八　（略）

2　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五　（略）

3　（略）

4　前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規

---

ができない。

一～二　（略）

三　アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者であることが判明したとき。

四～八　（略）

2　免許を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、その者の免許を取り消すことができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四・五　（略）

3　（略）

4　前項の処分移送通知書が当該公安委員会に送付されたときは、当該公安委員会は、その者が第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかか

定にかかわらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　（略）

二　第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　（略）

2～7　（略）

（罰則　（略））

（臨時適性検査に係る取消し等）

第百四条の二の三　公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又はこれらの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされている者（免許を受け

わらず、当該事案について、その者の免許を取り消し、又は免許の効力を停止することができないものとする。

5～10　（略）

（免許の効力の仮停止）

第百三条の二　免許を受けた者が自動車等の運転に関し次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該交通事故を起こした場所を管轄する警察署長は、その者に対し、当該交通事故を起こした日から起算して三十日を経過する日を終期とする免許の効力の停止（以下この条において「仮停止」という。）をすることができる。

一　（略）

二　第百十七条の二第一号若しくは第三号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。

三　（略）

2～7　（略）

（罰則　（略））

（臨時適性検査に係る取消し等）

第百四条の二の三　公安委員会は、第百二条第一項から第四項までの規定により適性検査を行い、又は同条第一項から第三項までの規定による命令をする場合において、当該適性検査を受けるべき者（免許を受けた者に限る。）又は当該命令を受け診断書を提出することとされて

た者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

２　（略）

３　第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は同条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通

---

いる者（免許を受けた者に限る。）が、自動車等の運転により交通事故を起こし、かつ、当該交通事故の状況から判断して、第百三条第一項第一号、第一号の二又は第三号のいずれかに該当する疑いがあると認められるときその他これに準ずるものとして政令で定めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めてその者の免許の効力を停止することができる。この場合において、当該処分を受けた者がこれらの規定に該当しないことが明らかとなつたときは、速やかに当該処分を解除しなければならない。

２　（略）

３　第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に命令に応じないと認めるとき）又は同条第六項の規定による通知を受けた者（免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるとき（第一項前段の規定による免許の効力の停止を受けた者にあつては、当該停止の期間が満了するまでの間に適性検査を受けないと認めるとき）は、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知

知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査等を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

5　第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各

された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

4　前項の規定による免許の効力の停止は、その者が当該認知機能検査を受けたとき、当該講習を受けたとき、当該命令に応じたとき又は当該適性検査を受けたときは、その効力を失う。

5　第百三条第三項、第四項及び第九項の規定は、第三項の規定により免許を取り消し、又は免許の効力を九十日（公安委員会が九十日を超えない範囲内においてこれと異なる期間を定めたときは、その期間。第七項において同じ。）以上停止しようとする場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第百四条第一項の意見の聴取又は聴聞」とあるのは「聴聞」と、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）には、同項」とあるのは「第百一条の七第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令に違反したと認めるとき又は同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百四条の二の三第三項」と、「停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれ

号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

6～8　（略）

（若年運転者期間に係る取消し）

第百四条の二の四　第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が同条の政令で定める基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

2　第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者の住所地を管轄する公安委員会は、その者が受けている特例取得免許（当該行為が当該基準に該当することとなつた時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。

かに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができるものとし」とあるのは「停止することができるものとし」と、「第一項又は第二項」とあるのは「同項」と、同条第九項中「第一項、第二項又は第四項」とあるのは「第百四条の二の三第三項又は同条第五項において準用する第四項」と読み替えるものとする。

6～8　（略）

（新設）

3　公安委員会は、前二項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合において、当該処分に係る者がその住所を他の公安委員会の管轄区域内に変更していたときは、当該処分に関する第六項本文において準用する第百四条の意見の聴取を終了している場合を除き、速やかに現にその者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める処分移送通知書を送付しなければならない。

4　前項の処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるとき又は第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習を終了した者が当該講習を終了した後若年運転者期間が経過することとなるまでの間に自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第二項の政令で定める基準に該当することとなつたときは、その者が受けている特例取得免許（第一項又は第二項に規定する時点において二十歳に達している者にあつては、中型免許を除く。）を取り消さなければならない。この場合において、処分移送通知書を送付した公安委員会は、第一項又は第二項の規定にかかわらず、その者の特例取得免許を取り消すことができない。

5　第三項の規定は、公安委員会が前項の規定により特例取得免許を取り消そうとする場合について準用する。

6　第百四条の規定は、第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消す場合について準用する。ただし、第一項又は第四項（第百八条の三の三の規定による通知を受けた者が第百二条の三の規定に違反して講習を受けないと認めるときに係る部分に限る。）の規

定により特例取得免許を取り消す場合においては、第百四条第三項の規定は、準用しない。

7　第一項、第二項又は第四項の規定により特例取得免許を取り消された時におけるその者の住所が当該処分をした公安委員会以外の公安委員会の管轄区域内にあるときは、当該処分をした公安委員会は、速やかに当該処分をした旨をその者の住所地を管轄する公安委員会に通知しなければならない。

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第百四条の三　第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項又は前条第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2～9　（略）

（国家公安委員会への報告）

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条若しくは第九十一条の二第二項の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免

（免許の取消し又は効力の停止に係る書面の交付等）

第百四条の三　第百三条第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、前条第一項若しくは第三項又は同条第五項において準用する第百三条第四項の規定による免許の取消し又は効力の停止は、内閣府令で定めるところにより、当該取消し又は効力の停止に係る者に対し当該取消し又は効力の停止の内容及び理由を記載した書面を交付して行うものとする。

2～9　（略）

（国家公安委員会への報告）

第百六条　公安委員会は、第九十条第一項本文若しくは第百四条の四第三項の規定により免許を与え、第九十一条の規定により条件を付し、若しくはこれを変更し、第九十四条第一項の規定による届出を受け、同条第二項の規定による免許証の再交付をし、第百一条第六項若しくは第百一条の二第四項の規定により免許証の更新をし、第百二条第六

許証の更新をし、第百二条第六項の規定による通知をし、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第四項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号、第十三号若しくは第十四号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

項の規定による通知をし、第百四条の四第六項（前条第二項において準用する場合を含む。）の規定により運転経歴証明書を交付し、第九十条第一項ただし書、第二項、第五項、第六項、第九項、第十項若しくは第十二項、第九十七条の三第三項、第百三条第一項、第二項、第四項、第七項、第八項若しくは第十項、第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の三第一項若しくは第三項、同条第五項において準用する第百三条第四項若しくは第百四条の四第二項の規定による処分をし、若しくは第九十条第八項、第百二条第一項から第三項まで若しくは第百三条第六項の規定による命令をしたとき、警察署長が第百三条の二第一項の規定による処分をしたとき、又は自動車等の運転者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこの法律の規定に基づく処分に違反したとき（内閣府令で定める場合に限る。）、重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（内閣府令で定めるものに限る。）をしたとき、認知機能検査を受けたとき、第百条の二第一項の規定による再試験を受けたとき、若しくは第百八条の二第一項第二号、第十号若しくは第十三号に掲げる講習を受けたとき、その他自動車等の運転者について自動車等の運転に関し内閣府令で定める事由が生じたときは、内閣府令で定める事項を国家公安委員会に報告しなければならない。この場合において、国家公安委員会は、免許に関する事務の適正を図るため、当該報告に係る事項を各公安委員会に通報するものとする。

（仮免許の取消し）

第百六条の二　（略）

２　第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査等を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第四項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第四項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査等を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

２　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合にお

（仮免許の取消し）

第百六条の二　（略）

２　第百一条の七第二項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第三項の規定に違反して当該通知に係る認知機能検査を受けないと認めるとき、同条第五項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第六項の規定に違反して当該通知に係る講習を受けないと認めるとき、第百二条第一項から第三項までの規定による命令を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が当該命令に違反したと認めるとき又は同条第六項の規定による通知を受けた者（仮免許を受けた者に限る。）が同条第七項の規定に違反して当該通知に係る適性検査を受けないと認めるときは、第百一条の七第三項若しくは第六項に規定する期間が通算して一月となる日、第百二条第一項から第三項までに規定する期限の満了の日又は同条第七項の通知された期日におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の仮免許を取り消すことができる。ただし、当該認知機能検査を受けないこと、当該講習を受けないこと、当該命令に応じないこと又は当該適性検査を受けないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

（免許証の返納等）

第百七条　（略）

２　第百四条の二の二第一項、第二項若しくは第四項又は第百四条の四第二項の規定により免許を取り消された者がなお他の種類の免許を受けている場合において、前項の規定により免許証を返納したときは、

いて、前項の規定により免許証を返納したときは、公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3・4　（略）

（罰則　（略））

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

2　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　（略）

3～8　（略）

9　第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期

公安委員会は、当該他の種類の免許に係る免許証を交付するものとする。

3・4　（略）

（罰則　（略））

（自動車等の運転禁止等）

第百七条の五　（略）

2　国際運転免許証等を所持する者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めてその者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる。

一・二　（略）

三　自動車等の運転に関し第百十七条の二第一号又は第三号の違反行為をしたとき（前二号のいずれかに該当する場合を除く。）。

四　（略）

3～8　（略）

9　第百三条第三項から第五項まで及び第九項の規定は、第一項又は第二項の規定により自動車等の運転を禁止する場合について準用する。この場合において、同条第四項中「第一項各号のいずれかに該当する場合（同項第五号に該当する者が前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が同条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過

間を経過した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する第百二条の二に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10・11　（略）

（罰則　（略））

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十三　（略）

十四　基準該当若年運転者（免許の効力が停止されている者を除く。）に対する特例取得免許に係る自動車の運転に関する講習

十五　（略）

した後に限る。）には、同項の政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は六月を超えない範囲内において期間を定めて免許の効力を停止することができるものとし、その者が第二項各号のいずれかに該当する場合には、その者の免許を取り消すことができる」とあるのは、「第百七条の五第一項各号のいずれかに該当するものであるとき（同項第二号に該当する者が第百七条の四の二において準用する前条の規定の適用を受ける者であるときは、その者が第百七条の四の二において準用する前条に規定する講習を受けないで同条の期間を経過した後に限る。）は、同項の政令で定める基準に従い、五年を超えない範囲内で期間を定めて、その者が第百七条の五第二項各号のいずれかに該当するものであるときは、同項の政令で定める基準に従い、三年以上十年を超えない範囲内で期間を定めて、その者に対し、当該国際運転免許証等に係る自動車等の運転を禁止することができる」と読み替えるものとする。

10・11　（略）

（罰則　（略））

（講習）

第百八条の二　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行うものとする。

一～十三　（略）

（新設）

十四　（略）

| | |
|---|---|
| 2　（略） | 2　（略） |
| 3　公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで、第十一号から第十三号まで若しくは第十五号に掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。 | 3　公安委員会は、内閣府令で定める者に第一項第一号、第三号から第九号まで若しくは第十一号から第十四号までに掲げる講習又は前項に規定する講習の実施を委託することができる。 |
| （削る） | 4　前項の規定により第一項第十二号に掲げる講習（第九十七条の二第一項第三号イ、第百一条の四第二項又は第百一条の七第四項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものに限る。）の実施の委託を受けた者（その者が法人である場合にあつては、その役員）若しくはその職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。 |
| （削る） | （罰則　第四項については第百十七条の四第一号） |
| （若年運転者講習の手続） | （新設） |
| 第百八条の三の三　公安委員会は、内閣府令で定めるところにより、基準該当若年運転者に対し、その者が自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為をし、当該行為が第百二条の三の政令で定める基準に該当することとなつた後速やかに、第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（以下「若年運転者講習」という。）を行う旨を書面で通知しなければならない。 | |
| （講習通知事務の委託） | （講習通知事務の委託） |
| 第百八条の三の四　公安委員会は、第百八条の三第一項又は前二条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」とい | 第百八条の三の三　公安委員会は、第百八条の三第一項又は前条の規定による通知の実施に係る事務（次項において「講習通知事務」という |

う。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

２　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の五第二号）

（自転車運転者講習の受講命令）

第百八条の三の五　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の六　（略）

（指定講習機関）

第百八条の四　公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以

。）の全部又は一部を内閣府令で定める法人に委託することができる。

２　（略）

（罰則　第二項については第百十七条の五第三号）

（自転車運転者講習の受講命令）

第百八条の三の四　公安委員会は、自転車の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反する行為であつて道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるものとして政令で定めるもの（次条において「危険行為」という。）を反復してした者が、更に自転車を運転することが道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、当該期間内に行われる第百八条の二第一項第十四号に掲げる講習（次条において「自転車運転者講習」という。）を受けるべき旨を命ずることができる。

（罰則　（略））

（自転車運転者講習の受講命令等の報告）

第百八条の三の五　（略）

（指定講習機関）

第百八条の四　公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以

下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一　第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）　自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三号及び次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二　初心運転者講習　自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（同条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三　若年運転者講習　運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2　前項の規定による指定は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3・4　（略）

（運転適性指導員等）

下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一　第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。）　自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二　初心運転者講習　自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（次条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

（新設）

2　前項の規定による指定は、取消処分者講習又は初心運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3・4　（略）

（運転適性指導員等）

第百八条の五　取消処分者講習又は若年運転者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

２・３　（略）

（秘密保持義務等）

第百八条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の五第二号）

（秘密保持義務）

第百八条の十八　（略）

（罰則　第百十七条の五第二号）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第百八条の三十一　（略）

２～８　（略）

（罰則　第五項については第百十七条の五第二号）

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二　免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他

第百八条の五　取消処分者講習を行う指定講習機関は、運転適性指導には、運転適性指導員以外の者を従事させてはならない。

２・３　（略）

（秘密保持義務等）

第百八条の七　（略）

２　（略）

（罰則　第一項については第百十七条の五第三号）

（秘密保持義務）

第百八条の十八　（略）

（罰則　第百十七条の五第三号）

（都道府県交通安全活動推進センター）

第百八条の三十一　（略）

２～８　（略）

（罰則　第五項については第百十七条の五第三号）

（運転免許取得者教育の認定）

第百八条の三十二の二　免許（仮免許を除く。）を現に受けている者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者教育」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会

の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　当該課程が、交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2　（略）

3　運転免許取得者等教育を行う者は、当該運転免許取得者等教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

---

規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

一　教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　交通安全教育指針に従つて行われるものであり、かつ、当該課程が国家公安委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2　（略）

3　運転免許取得者教育を行う者は、当該運転免許取得者教育の課程について、第一項の認定を受けないで、公安委員会認定という文字を冠した名称を用いてはならない。

4　第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者等教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者等教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一項の運転免許取得者等教育」と読み替えるものとする。

5　公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者等教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6　（略）

（罰則　（略））

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三　免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴つて生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

4　第九十八条第三項から第五項までの規定は、第一項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者について準用する。この場合において、同条第三項中「自動車の運転に関する教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一項の認定を受けた同項の運転免許取得者教育」と、「自動車教習所における教習」とあるのは「運転免許取得者教育」と、同条第四項中「自動車教習所における自動車の運転に関する技能又は知識の教習」とあるのは「第百八条の三十二の二第一項の運転免許取得者教育」と読み替えるものとする。

5　公安委員会は、第一項の認定を受けた運転免許取得者教育が同項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

6　（略）

（罰則　（略））

（新設）

一　公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。

二　第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。

三　当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。

イ　認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ロ　運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴つて生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

2　前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「、次条第一項」と、「第百八条の三十二の二第一項」とあるのは「第百八条の三十二の三第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第

二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（罰則　第二項については第百二十三条の二）

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第百八条の三十三　道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第九十七条の二第一項第三号イ、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百一条の四第三項、第百二条の二、第百二条の三、第百三条第一項第五号、第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項、第百六条、第百七条の五第一項第二号、第百八条の三の三又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（特定の交通の規制等の手続）

第百十条の二　（略）

2～4　（略）

5　公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条第一項又は第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を

（免許の拒否等に関する規定の適用の特例）

第百八条の三十三　道路運送車両法第十九条、第五十八条第一項若しくは第七十三条第一項（同法第九十七条の三第二項において準用する場合を含む。）、自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十五号）第十一条第一項若しくは第二項の規定は、第六十七条第二項、第九十条第一項第四号若しくは第五号、第九十二条の二第一項、第百条の二第一項本文若しくは同項第四号、第百二条の二、第百三条第一項第五号、第百六条、第百七条の五第一項第二号又は次条の規定の適用については、この法律の規定とみなす。

（特定の交通の規制等の手続）

第百十条の二　（略）

2～4　（略）

5　公安委員会は、第四条第一項の規定に基づき、第四十四条又は第四十五条第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置し

設置した地方公共団体の意見を聴いた上で、期間を定めて行わなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見を聴かないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、速やかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6・7　（略）

（免許等に関する手数料）

第百十二条　都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の三　（略）

五の四　運転技能検査を受けようとする者　運転技能検査手数料

六　第九十一条又は第九十一条の二第二項の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの　審査手数料

七～十二　（略）

十三　初心運転者講習、第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習又

---

た地方公共団体の意見をきいたうえで、期間を定めて行なわなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるものとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6・7　（略）

（免許等に関する手数料）

第百十二条　都道府県は、第六章（第百四条の四第六項（第百五条第二項において準用する場合を含む。）を除く。）及び第六章の二の規定により公安委員会が行うものとされている事務に係る手数料の徴収については、次の各号に掲げる者から、それぞれ当該各号に定める手数料の種別ごとに政令で定める区分に応じて、物件費及び施設費に対応する部分として政令で定める額に人件費に対応する部分として政令で定める額を標準とする額を加えた額を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

一～五の三　（略）

（新設）

六　第九十一条の規定により運転することができる自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするもの　審査手数料

七～十二　（略）

十三　初心運転者講習又は第百八条の二第一項第十三号に掲げる講習

| | |
|---|---|
| は若年運転者講習を受けようとする者　通知手数料<br>2　（略）<br>（行政手続法の適用除外）<br>第百十三条の二　第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項若しくは第四項又は第百四条の二の四第一項、第二項若しくは第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）につい | を受けようとする者　通知手数料<br>2　（略）<br>（行政手続法の適用除外）<br>第百十三条の二　第七十七条第四項の規定による条件の変更及び新たな条件の付加並びに同条第五項の規定による許可の取消し及び効力の停止、第九十条第五項の規定による免許の取消し及び効力の停止、同条第六項の規定による免許の取消し並びに同条第九項又は第十項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第九十七条の三第三項の規定による運転免許試験を受けることができないものとする措置（同条第一項の合格の決定の取消しに係るものに限る。）、第百三条第一項又は第四項の規定による免許の取消し及び効力の停止（同条第一項第五号に係るものに限る。）、同条第二項又は第四項の規定による免許の取消し（同条第二項第一号から第四号までのいずれかに係るものに限る。）並びに同条第七項又は第八項の規定による免許を受けることができない期間の指定、第百四条の二の二第二項又は第四項の規定による免許の取消し、第百六条の二の規定による仮免許の取消し並びに第百七条の五第一項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第一項第二号に係るものに限る。）及び第百七条の五第二項又は同条第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止（第百七条の五第九項において準用する第百三条第四項の規定による自動車等の運転の禁止にあつては、第百七条の五第二項に係るものに限る。）については、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。 |

ては、行政手続法第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚醒剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四・五　（略）

六　次条第十一号の罪を犯し、よつて高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた者

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十　（略）

十一　他の車両等の通行を妨害する目的で、次のいずれかに掲げる行為であつて、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした者

イ　第十七条（通行区分）第四項の規定の違反となるような行為

ロ　第二十四条（急ブレーキの禁止）の規定に違反する行為

）の規定は、適用しない。

第百十七条の二　次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一・二　（略）

三　第六十六条（過労運転等の禁止）の規定に違反した者（麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又は毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）第三条の三の規定に基づく政令で定める物の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両等を運転した者に限る。）

四・五　（略）

（新設）

第百十七条の二の二　次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一～十　（略）

（新設）

ハ　第二十六条（車間距離の保持）の規定の違反となるような行為
ニ　第二十六条の二（進路の変更の禁止）第二項の規定の違反となるような行為
ホ　第二十八条（追越しの方法）第一項又は第四項の規定の違反となるような行為
ヘ　第五十二条（車両等の灯火）第二項の規定に違反する行為
ト　第五十四条（警音器の使用等）第二項の規定に違反する行為
チ　第七十条（安全運転の義務）の規定に違反する行為
リ　第七十五条の四（最低速度）の規定の違反となるような行為
ヌ　第七十五条の八（停車及び駐車の禁止）第一項の規定の違反となるような行為

十二　（略）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項又は第百八条（免許関係事務の委託）第二項の規定に違反した者

一の二・二　（略）

第百十七条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

十一　（略）

第百十七条の四　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一　第五十一条の三（車両移動保管関係事務の委託）第二項、第五十一条の十二（放置車両確認機関）第六項、第五十一条の十五（放置違反金関係事務の委託）第二項、第百八条（免許関係事務の委託）第二項又は第百八条の二（講習）第四項の規定に違反した者

一の二・二　（略）

第百十七条の五　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一　（略）

（削る）

二　第百八条の三の四（講習通知事務の委託）第二項、第百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第百八条の十八（秘密保持義務）又は第百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十四　（略）

十五　第九十一条（免許の条件）若しくは第九十一条の二（申請による免許の条件の付与等）第二項の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

２　（略）

第百十九条の二　次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車

二　第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項の規定に違反して車輪止め装置を破損し、又は取り除いた者

三　第百八条の三の三（講習通知事務の委託）第二項、第百八条の七（秘密保持義務等）第一項、第百八条の十八（秘密保持義務）又は第百八条の三十一（都道府県交通安全活動推進センター）第五項の規定に違反した者

第百十九条　次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一～十四　（略）

十五　第九十一条（免許の条件）の規定により公安委員会が付し、若しくは変更した条件に違反し、又は第百七条の四（臨時適性検査）第三項の規定による公安委員会の命令に違反して自動車又は原動機付自転車を運転した者

２　（略）

第百十九条の二　次の各号のいずれかに該当する行為（第一号及び第二号に掲げる行為にあつては、その行為が車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為に該当するとき又はその行為をした場合において車両を離れて直ちに運転することができない状態にする行為をしたときに限る。）をした者は、十五万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐

又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）の規定の違反となるような行為

二・三　（略）

２　（略）

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）第一項、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二～八　（略）

２　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～十六　（略）

---

車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第三項又は第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）の規定の違反となるような行為

二・三　（略）

２　（略）

第百十九条の三　次の各号のいずれかに該当する者（第一号から第四号までに掲げる者にあつては、前条第一項の規定に該当する者を除く。）は、十万円以下の罰金に処する。

一　第四十四条（停車及び駐車を禁止する場所）、第四十五条（駐車を禁止する場所）第一項若しくは第二項、第四十八条（停車又は駐車の方法の特例）、第四十九条の三（時間制限駐車区間における駐車の方法等）第二項若しくは第三項、第四十九条の四（高齢運転者等専用時間制限駐車区間における駐車の禁止）又は第四十九条の五（時間制限駐車区間における駐車の特例）後段の規定の違反となるような行為をした者（第四十九条の三第二項の規定の違反となるような行為をした者にあつては、次号に該当する者を除く。）

二～八　（略）

２　（略）

第百二十条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一～十六　（略）

十七　第百八条の三の五（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

２　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～八　（略）

九　第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者

九の二～十　（略）

２　（略）

第百二十三条の二　第百八条の三十二の二（運転免許取得者等教育の認

十七　第百八条の三の四（自転車運転者講習の受講命令）の規定による公安委員会の命令に従わなかつた者

２　（略）

第百二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の罰金又は科料に処する。

一～八　（略）

九　第四十五条の二（高齢運転者等標章自動車の停車又は駐車の特例）第四項、第五十一条の二（違法駐車に対する措置）第十項、第五十一条の四（放置違反金）第二項、第六十三条（車両の検査等）第七項、第七十五条（自動車の使用者の義務等）第十一項（第七十五条の二（自動車の使用者の義務等）第三項において準用する場合を含む。）、第七十八条（許可の手続）第四項、第九十四条（免許証の記載事項の変更届出等）第一項、第百三条の二（免許の効力の仮停止）第三項（第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第十項において準用する場合を含む。）、第百七条（免許証の返納等）第一項若しくは第三項、第百七条の五（自動車等の運転禁止等）第五項若しくは第七項又は第百七条の十（国外運転免許証の返納等）第一項若しくは第二項の規定に違反した者（第百十七条の五第二号に該当する者を除く。）

九の二～十　（略）

２　（略）

第百二十三条の二　第百八条の三十二の二（運転免許取得者教育の認定

定）第三項（第百八条の三十二の三（運転免許取得者等検査の認定）第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一（第五十一条の四関係）

| 放置車両の態様の区分 | 放置車両の種類 | 放置違反金の限度額 |
| --- | --- | --- |
| 第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの | （略） | （略） |
| （略） | | |

）第三項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

別表第一（第五十一条の四関係）

| 放置車両の態様の区分 | 放置車両の種類 | 放置違反金の限度額 |
| --- | --- | --- |
| 第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四又は第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車しているもの | （略） | （略） |
| （略） | | |

○　土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）　（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （使用の制限及び禁止）<br>第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。<br>一　（略）<br>二　道路交通法第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。<br>三　（略）<br>2　（略） | （使用の制限及び禁止）<br>第七条　国土交通大臣は、土砂等運搬大型自動車の運転者が、土砂等の運搬のための当該土砂等運搬大型自動車の運転に関し、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者に対し、六箇月以内の期間を定めて、土砂等運搬大型自動車の使用を制限し、又は禁止することができる。ただし、当該運転者に対し当該違反行為を防止するために相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、当該土砂等運搬大型自動車を使用する者については、この限りでない。<br>一　（略）<br>二　道路交通法第百十七条の二第一号若しくは第三号、第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、第百十七条の四第一号の二又は第百十八条第一項第七号の違反行為をし、よつて交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけたとき。<br>三　（略）<br>2　（略） |

○　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （道路交通法の規定の読替え適用等）<br>第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。<br>（略）<br>第七十五条第一項第七号<br>読み替える規定：自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しく<br>読み替えられる字句：第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで<br>読み替える字句：第四十四条、第四十五条第一項若しく | （道路交通法の規定の読替え適用等）<br>第十九条　自動車運転代行業者についての道路交通法の規定の適用については、同法第二十二条の二第一項、第六十六条の二第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の三（第五項を除く。）、第七十五条第一項（第五号及び第六号を除く。）、第百十七条の二第四号及び第五号、第百十七条の二の二第八号から第十号まで、第百十八条第一項第四号、第百十九条の二第一項第三号、第百十九条の三第一項第四号並びに第百二十条第一項第十一号の三の規定に規定する車両（同法第二条第一項第八号に規定する車両をいう。第四項において同じ。）及び自動車には代行運転自動車が含まれるものとするほか、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。<br>（略）<br>第七十五条第一項第七号<br>読み替える規定：自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| は第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。） | 、第四十九条の四、第四十九条の五後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為 | （略） | 第百十九条の二第一項第三号 |
| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。） | 十九条の四、第四十九条の五後段又は第七十五条の八第一項の規定の違反となるような行為 | （略） | 第百十九条の二第一項第三号 |
| 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号の規定に違反する行為 | 第七十五条（自動車の使用者の義務等）第一項第七号（運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される場合及び同条第二項の規定によりみなして適用される場合を含む。）の規定に違反する行為（車両を | | |

| | | |
|---|---|---|
| 2～4　（略） | （略） | |
| | | 離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。） |

| | | |
|---|---|---|
| 2～4　（略） | （略） | |
| | | 離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により車両が第四十四条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は車両がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）に係るものに限る。） |

○　高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
| --- | --- |
| （定義）<br>第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一～二十七　（略）<br>二十八　交通安全特定事業　次に掲げる事業をいう。<br>イ　（略）<br>ロ　違法駐車行為（道路交通法第五十一条の四第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業 | （定義）<br>第二条　この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。<br>一～二十七　（略）<br>二十八　交通安全特定事業　次に掲げる事業をいう。<br>イ　（略）<br>ロ　違法駐車行為（道路交通法第五十一条の二第一項の違法駐車行為をいう。以下この号において同じ。）に係る車両の取締りの強化、違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動その他の移動等円滑化のために必要な生活関連経路を構成する道路における違法駐車行為の防止のための事業 |

**第四章　罰則**

**第三十二条**　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、電話リレーサービス提供業務又は電話リレーサービス支援業務に関し知り得た秘密を漏らした者

二　第十九条第二項（第二十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による業務の全部又は一部の停止の命令に違反した場合におけるその違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員

**第三十三条**　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした電話リレーサービス提供機関又は電話リレーサービス支援機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十二条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定による許可を受けないで業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したとき。

二　第十六条（第二十九条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

三　第十七条第一項（第二十九条において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

**附　則**

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

2　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

# 政　令

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第百八十一号**

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第一項ただし書及び第五号並びに第二項、第百六条の二第一項、第百八条の三の四並びに第百十四条の六の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第三十三条の二の三第三項第一号中「そううつ病」を「そう鬱病」に、「うつ病を」を「鬱病を」に改め、同条第四項第一号中「又は第三号」を「、第三号又は第六号」に改める。

第三十五条第一項第二号ロ中「第十一号まで」を「第十号まで若しくは第十二号」に改める。

第三十九条の三第一項第三号中「若しくは第三号」を「、第三号若しくは第六号」に、「若しくは第七号」を「、第七号若しくは第十一号」に改め、「第百十七条の三」の下に「、法第百十七条の四第一号の二」を加える。

第四十一条の三に次の一号を加える。

十五　法第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為

別表第二の一の表中「過労運転等」の下に「、妨害運転（交通の危険のおそれ）」を加え、別表第二の二の表中「麻薬等運転」の下に「、妨害運転（著しい交通の危険）」を加え、別表第二の備考の一の2及び3中「二の118から127まで」を「二の119から128まで」に改め、同表の備考の二の3中「129」を「130」に改め、同表の備考の二中130を132とし、129を130とし、その次に次のように加える。

131　「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

別表第二の備考の二中128を129とし、127を128とし、同表の備考の二の126中「120、122及び124」を「121、123及び125」に改め、同表の備考の二中126を127とし、121から125までを122から126までとし、同表の備考の二の120中「122及び124」を「123及び125」に改め、同表の備考の二中120を121とし、101から119までを102から120までとし、同表の備考の二の100中「50」を「51」に改め、同表の備考の二中100を101とし、95から99までを96から100までとし、同表の備考の二の94中「48」を「49」に改め、同表の備考の二中94を95とし、86から93までを87から94までとし、同表の備考の二の85中「47」を「48」に改め、同表の備考の二中85を86とし、75から84までを76から85までとし、同表の備考の二の74中「34」を「35」に改め、同表の備考の二中74を75とし、50から73までを51から74までとし、同表の備考の二の49中「20」を「21」に改め、同表の備考の二中49を50とし、48を49とし、47を48とし、同表の備考の二の46中「19」を「20」に改め、同表の備考の二中46を47とし、23から45までを24から46までとし、同表の備考の二の22中「15」を「16」に改め、同表の備考の二中22を23とし、同表の備考の二の21中「14」を「15」に改め、同表の備考の二中21を22とし、10から20までを11から21までとし、同表の備考の二の9中「5に」を「6に」に、「5から8まで」を「6から9まで」に改め、同表の備考の二中9を10とし、同表の備考の二の8中「5に」を「6に」に、「24から46まで、48から63まで又は65から117まで」を「25から47まで、49から64まで又は66から118まで」に改め、同表の備考の二中8を9とし、同表の備考の二の7中「5」を「6」に、「18又は20から22まで」を「19又は21から23まで」に改め、同表の備考の二中7を8とし、同表の備考の二の6中「5」を「6」に、「13から17まで」を「14から18まで」に改め、同表の備考の二中6を7とし、同表の備考の二の5中「10から12まで」を「11から13まで」に改め、同表の備考の二中5を6とし、4を5とし、3の次に次のように加える。

4　「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

別表第六の備考の二の7中「別表第二の備考の二の19」を「別表第二の備考の二の20」に改め、同表の備考の二の9中「別表第二の備考の二の48」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の12中「別表第二の備考の二の46」を「別表第二の備考の二の47」に改め、同表の備考の二の14中「別表第二の備考の二の85」を「別表第二の備考の二の86」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為を理由とする仮運転免許の取消しの基準については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行令の一部を改正する政令　新旧対照条文

○　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （免許の拒否又は保留の事由となる病気等）<br>第三十三条の二の三　（略）<br>２　（略）<br>３　法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。<br>一　そう鬱病（そう病及び鬱病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）<br>二・三　（略）<br>４　法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。<br>一　法第百十七条の二第一号、第三号又は第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）<br>二・三　（略）<br>（指定自動車教習所の指定の基準）<br>第三十五条　法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 | （免許の拒否又は保留の事由となる病気等）<br>第三十三条の二の三　（略）<br>２　（略）<br>３　法第九十条第一項第一号ハの政令で定める病気は、次に掲げるとおりとする。<br>一　そううつ病（そう病及びうつ病を含み、自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）<br>二・三　（略）<br>４　法第九十条第一項第五号の政令で定める行為は、次に掲げるとおりとする。<br>一　法第百十七条の二第一号又は第三号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）<br>二・三　（略）<br>（指定自動車教習所の指定の基準）<br>第三十五条　法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。 |

一　（略）

二　道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　（略）

ロ　法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第百十七条の二の二第八号から第十号まで若しくは第十二号の罪、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ　（略）

2・3　（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三　法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号、第三号若しくは第六号、法第百十七条の二の二第一号、第三号、第七号若しくは第十一号、法第百十七条の三、法第百十七条の四第一号の二若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為に

一　（略）

二　道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ　（略）

ロ　法第百十七条の二第四号若しくは第五号の罪、法第百十七条の二の二第八号から第十一号までの罪、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、法第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条の二第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ　（略）

2・3　（略）

（仮運転免許の取消しの基準）

第三十九条の三　法第百六条の二第一項の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

三　仮運転免許を受けた者が法第百十七条、法第百十七条の二第一号若しくは第三号、法第百十七条の二の二第一号、第三号若しくは第七号、法第百十七条の三若しくは法第百十八条第一項第一号、第二号、第七号（法第八十五条第六項から第十項までに係る部分に限る。）若しくは第八号に係る違反行為（法第百十八条第一項第一号に係る違反行為にあつては法第二十二条の規定によりこれを超える速

あつては法第二十二条の規定によりこれを超える速度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四　（略）

2　（略）

（危険行為）

第四十一条の三　法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一～十四　（略）

十五　法第百十七条の二第六号又は法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

| 一般違反行為の種別 | 点数 |
| --- | --- |
| 一　一般違反行為に付する基礎点数 | |

度で進行してはならないこととされている最高速度を三十キロメートル毎時（高速自動車国道等においては四十キロメートル毎時）以上超える速度で運転する行為に、法第百十八条第一項第二号に係る違反行為にあつては車両について法第五十七条第一項の規定により積載物の重量の制限として定められた数値の二倍以上の重量の積載をして大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は大型特殊自動車を運転する行為に限る。）又は道路運送車両法第五十八条第一項若しくは自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条の規定に違反する行為をしたとき。

四　（略）

2　（略）

（危険行為）

第四十一条の三　法第百八条の三の四の政令で定める行為は、自転車の運転に関し行われた次に掲げる行為とする。

一～十四　（略）

（新設）

別表第二（第二十六条の七、第三十三条の二、第三十三条の二の三、第三十六条、第三十七条の三、第三十七条の八関係）

| 一般違反行為の種別 | 点数 |
| --- | --- |
| 一　一般違反行為に付する基礎点数 | |

| | |
|---|---|
| 無免許運転、酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等、妨害運転（交通の危険のおそれ）又は共同危険行為等禁止違反 | 二十五点 |
| （略） | （略） |

二　特定違反行為に付する基礎点数

| 特定違反行為の種別 | 点数 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 酒酔い運転、麻薬等運転、妨害運転（著しい交通の危険）又は救護義務違反 | 三十五点 |

三　（略）

備考

一　違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1　（略）

2　当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の119から128までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

（イ・ロ）　（略）

3　二の119から128までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二　一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2　（略）

3　「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（

---

| | |
|---|---|
| 無免許運転、酒気帯び運転（〇・二五以上）、過労運転等又は共同危険行為等禁止違反 | 二十五点 |
| （略） | （略） |

二　特定違反行為に付する基礎点数

| 特定違反行為の種別 | 点数 |
|---|---|
| （略） | （略） |
| 酒酔い運転、麻薬等運転又は救護義務違反 | 三十五点 |

三　（略）

備考

一　違反行為に付する点数は、次に定めるところによる。

1　（略）

2　当該違反行為をし、よつて交通事故を起こした場合（二の118から127までに規定する行為をした場合を除く。）には、次に定めるところによる。

（イ・ロ）　（略）

3　二の118から127までに規定する行為をした場合において、法第百十七条の五第一号の罪に当たる行為をしたときは、1による点数に、五点を加えた点数とする。

二　一の表及び二の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に定めるところによる。

1・2　（略）

3　「過労運転等」とは、法第六十六条の規定に違反する行為（

130に規定する行為を除く。）をいう。

4　「妨害運転（交通の危険のおそれ）」とは、法第百十七条の二の二第十一号の罪に当たる行為をいう。

5　（略）

6　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における11から13までに規定する行為をいう。

7　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における14から18までに規定する行為をいう。

8　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における19又は21から23までに規定する行為をいう。

9　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、6に規定する状態で運転している場合における25から47まで、49から64まで又は66から118までに規定する行為をいう。

10　「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち6に規定する状態で運転する行為（6から9までに規定する行為を除く。）をいう。

11～21　（略）

22　「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（15に規定する行為を除く。）をいう。

---

129に規定する行為を除く。）をいう。

（新設）

4　（略）

5　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（五十以上）等」とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上のアルコールを保有する状態（2に規定する状態を除く。）で運転している場合における10から12までに規定する行為をいう。

6　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（三十（高速四十）以上五十未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における13から17までに規定する行為をいう。

7　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五以上三十（高速四十）未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における18又は20から22までに規定する行為をいう。

8　「酒気帯び（〇・二五未満）速度超過（二十五未満）等」とは、5に規定する状態で運転している場合における24から46まで、48から63まで又は65から117までに規定する行為をいう。

9　「酒気帯び運転（〇・二五未満）」とは、法第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち5に規定する状態で運転する行為（5から8までに規定する行為を除く。）をいう。

10～20　（略）

21　「積載物重量制限超過（普通等十割以上）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が百パーセント以上のもの（14に規定する行為を除く。）をいう。

23　「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（16に規定する場合を除く。）をいう。

24～46　（略）

47　「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、20に規定する行為以外のものをいう。

48・49　（略）

50　「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（21に規定する行為を除く。）をいう。

51～74　（略）

75　「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（35に規定する行為を除く。）をいう。

76～85　（略）

86　「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、48に規定する行為以外のものをいう。

22　「携帯電話使用等（保持）」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を同号の通話のために使用し、又は自動車若しくは原動機付自転車に持ち込まれた同号の画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為（15に規定する場合を除く。）をいう。

23～45　（略）

46　「駐停車違反（駐停車禁止場所等）」とは、駐停車禁止場所等違反行為のうち、19に規定する行為以外のものをいう。

47・48　（略）

49　「積載物重量制限超過（普通等五割以上十割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント以上百パーセント未満のもの（20に規定する行為を除く。）をいう。

50～73　（略）

74　「車間距離不保持」とは、法第二十六条の規定の違反となるような行為（34に規定する行為を除く。）をいう。

75～84　（略）

85　「駐停車違反（駐車禁止場所等）」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十八条、第四十九条の三第二項から第四項まで、第四十九条の四又は第四十九条の五後段の規定の違反となるような行為（法第四十九条の三第三項又は第四十九条の四の規定の違反となるような行為については、駐停車禁止場所等違反行為に該当するものを除く。）のうち、47に規定する行為以外のものをいう。

87～94　（略）

95　「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（49に規定する行為を除く。）をいう。

96～100　（略）

101　「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（51に規定する行為を除く。）をいう。

102～120　（略）

121　「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。123及び125において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。）が存するものをいう。

122～126　（略）

127　「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、121、123及び125に規定する行為以

86～93　（略）

94　「積載物重量制限超過（普通等五割未満）」とは、積載物重量制限超過のうち、その超える積載の割合が五十パーセント未満のもの（48に規定する行為を除く。）をいう。

95～99　（略）

100　「整備不良（尾灯等）」とは、法第六十二条の規定に違反する行為（50に規定する行為を除く。）をいう。

101～119　（略）

120　「運転傷害等（治療期間三月以上又は後遺障害）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意（人の殺害に係るものを含む。以下この表において同じ。）によるもの（建造物を損壊させる行為にあつては、当該行為によつて人が負傷した場合に限る。122及び124において同じ。）のうち、負傷者の治療期間（負傷の治療に要する期間（負傷者の数が二人以上である場合にあつては、これらの者のうち最も負傷の程度が重い者の負傷の治療に要する期間）をいう。以下同じ。）が三月以上であるもの又は負傷者に後遺障害（負傷が治つたとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で国家公安委員会規則で定める程度のものをいう。以下同じ。）が存するものをいう。

121～125　（略）

126　「運転傷害等（治療期間十五日未満又は建造物損壊）」とは、自動車等の運転により人を負傷させ又は建造物を損壊させる行為で故意によるもののうち、120、122及び124に規定する行為以

外のものをいう。

128～130　（略）

131　「妨害運転（著しい交通の危険）」とは、法第百十七条の二第六号の罪に当たる行為（自動車等の運転に関し行われたものに限る。）をいう。

132　（略）

別表第六（第四十五条関係）

（略）

備考

一　（略）

二　この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6　（略）

7　「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の20に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8　（略）

9　「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の48に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11　（略）

12　「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等

---

外のものをいう。

127～129　（略）

（新設）

130　（略）

別表第六（第四十五条関係）

（略）

備考

一　（略）

二　この表の反則行為の種類の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ別表第二の備考の二に定めるところによるほか、次に定めるところによる。

1～6　（略）

7　「放置駐車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の19に規定する行為のうち、5に規定する行為以外のものをいう。

8　（略）

9　「放置駐車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、8に規定する行為以外のものをいう。

10・11　（略）

12　「駐停車違反（駐停車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等

以外））」とは、別表第二の備考の二の47に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13　（略）

14　「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の86に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15～22　（略）

三　（略）

以外））」とは、別表第二の備考の二の46に規定する行為のうち、10に規定する行為以外のものをいう。

13　（略）

14　「駐停車違反（駐車禁止場所等（高齢運転者等専用場所等以外））」とは、別表第二の備考の二の85に規定する行為のうち、13に規定する行為以外のものをいう。

15～22　（略）

三　（略）

# 府令

**○内閣府令第四十五号**

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第七十四条の三第一項の規定に基づき、道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月十二日　内閣総理大臣　安倍　晋三

道路交通法施行規則及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（道路交通法施行規則の一部改正）

**第一条**　道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （安全運転管理者等の要件）<br>**第九条の九**　法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。<br>一　［略］<br>二　自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。<br>イ　［略］<br>ロ　法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（第七号及び第十二号を除く。）、法第百十七条の三の二、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者<br>2　［略］<br>備考　表中［　］の記載は注記である。 | （安全運転管理者等の要件）<br>**第九条の九**　［同上］<br>一　［同上］<br>二　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（第七号及び第十一号を除く。）、法第百十七条の三の二、法第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第百十九条の二第一項第三号の違反行為をした日から二年を経過していない者<br>2　［同上］ |

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令の一部改正）

**第二条**　自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令（平成十四年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 自動車運転代行業者についての道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。<br>読み替える規定：第九条の九第一項<br>読み替えられる字句：［略］<br>読み替える字句：法第百十七条の二の二第一号から第六号まで若しくは第十一号、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第八号から第十号まで<br>［略］ | ［同上］<br>読み替える規定：第九条の九第一項<br>読み替えられる字句：［同上］<br>読み替える字句：法第百十七条の二の二第一号から第六号まで、運転代行業法第十九条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十七条の二の二第八号から第十号まで<br>［同上］ |

［略］

［同上］

備考　表中［　］の記載は注記である。

**附　則**

この府令は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

**○内閣府令第四十六号**

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十三条の規定に基づき、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和二年六月十二日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

**第一条**　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （定義）<br>**第八条**　［略］<br>［2～68　略］<br>69　この規則において「ヘッジ会計」とは、ヘッジ手段（資産（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）若しくは負債（将来の取引により確実に発生すると見込まれるものを含む。以下この項において同じ。）又はデリバティブ取引に係る価格変動、金利変動及び為替変動による損失の危険を減殺することを目的とし、かつ、当該損失の危険を減殺することが客観的に認められる取引をいう。以下この項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益とヘッジ対象（ヘッジ手段の対象である資産若しくは負債又はデリバティブ取引をいう。第八条の八第三項及び第六十七条第一項第二号において同じ。）に係る損益を同一の会計期間に認識するための会計処理をいう。<br>（重要な会計方針の注記）<br>**第八条の二**　会計方針については、財務諸表作成のための基礎となる事項であつて、投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては注記を省略することができる。<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］<br>［号を削る。］ | （定義）<br>**第八条**　［同上］<br>［2～68　同上］<br>［項を加える。］<br>（重要な会計方針の注記）<br>**第八条の二**　会計方針については、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。<br>一　有価証券の評価基準及び評価方法<br>二　棚卸資産の評価基準及び評価方法<br>三　固定資産の減価償却の方法<br>四　繰延資産の処理方法<br>五　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準<br>六　引当金の計上基準<br>七　収益及び費用の計上基準 |

**○国家公安委員会規則第八号**

道路交通法の一部を改正する法律（令和二年法律第四十二号）の一部の施行及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十一号）の施行に伴い、指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月十二日

国家公安委員会委員長　武田　良太

指定講習機関に関する規則等の一部を改正する規則

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

**第一条**　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運転適性指導員）<br>**第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。<br>［一・二　略］<br>三　次のいずれにも該当しない者であること。<br>イ　［略］<br>ロ　法第百十七条の二の二第十二号又は法第百十七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>ハ　［略］<br>［四・五　略］ | （運転適性指導員）<br>**第五条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　法第百十七条の二の二第十一号又は法第百十七条の五第三号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>ハ　［同上］<br>［四・五　同上］ |

備考　表中［　］の記載は注記である。

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

**第二条**　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定の基準等）<br>**第一条**　［略］<br>２　令第三十三条の六第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。<br>一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。<br>イ　［略］<br>ロ　法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの<br>［(1)・(2)　略］ | （指定の基準等）<br>**第一条**　［同上］<br>２　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　［同上］<br>［(1)・(2)　同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| (3)　法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(4)　自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(5)　［略］<br>［二・三　略］<br>［3～10　略］ | (3)　法第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(4)　自動車及び原動機付自転車の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(5)　［同上］<br>［二・三　同上］<br>［3～10　同上］ |
| 備考　表中［　］の記載は注記である。 | |

（運転免許取得者教育の認定に関する規則の一部改正）

**第三条**　運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運転免許取得者教育指導員）<br>**第二条**　法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、教習指導員資格者証の交付を受けたもの（当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車の種類（原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。以下同じ。）に係るものに限る。）又は次の各号のいずれにも該当するものであり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者教育の課程における指導に用いる自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けているもの（免許の効力を停止されているものを除く。以下「運転免許取得者教育指導員」という。）とする。<br>一　［略］<br>二　次のいずれにも該当しない者<br>イ　［略］<br>ロ　法第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 | （運転免許取得者教育指導員）<br>**第二条**　［同上］<br>一　［同上］<br>二　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　法第百十七条の二の二第十一号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第十一号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 |
| 備考　表中［　］の記載は注記である。 | |

（国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 損害賠償措置 | 保険引受者の名称又は加入共済の名称 | | |
| | 補償限度額（円） | 対人 | 円 |
| | | 対物 | 円 |
| | | 車両 | 円 |
| | 免責額（円） | | 円 |
| | 保険期間 | | 年　月　日から　年　月　日まで |
| | 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法人の代表者及び役員 | 氏　名 | 住　所 | |
| | 代表者 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 随伴用自動車に係る自動車登録番号等 | | | |

記載要領　1　※印欄には記載しないこと。
2　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3　その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
4　法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
5　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
6　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
7　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第一号（第四条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | 年　月　日 |
| ※受理番号 | |
| ※認定証番号 | |

**認定申請書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第１項の規定により認定の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | |
| 住　所 | | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| その他の営業所1 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| その他の営業所2 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |

改正後


| | | | |
|---|---|---|---|
| 損害賠償措置 | 保険引受者の名称又は加入共済の名称 | | |
| | 補償限度額（円） | 対人 | 円 |
| | | 対物 | 円 |
| | | 車両 | 円 |
| | 免責額（円） | | 円 |
| | 保険期間 | | 年　月　日から　年　月　日まで |
| | 対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 法人の代表者及び役員 | 氏　名 | 住　所 | |
| | 代表者 | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 随伴用自動車に係る自動車登録番号等 | | | |

記載要領　1　※印欄には記載しないこと。
2　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
3　その他の営業所欄は、営業所の数に応じて記載し、記載を要しない場合は空欄にしておくこと。
4　法人の代表者及び役員欄は、申請者が法人の場合に記載すること。
5　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄については、保険契約又は共済契約を随伴用自動車の台数に応じて締結している場合に記載すること。
6　対象となる随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄及び随伴用自動車に係る自動車登録番号等欄に車両番号を記載するときはその末尾に（両）と、標識の番号を記載するときはその末尾に（標）と、車台番号を記載するときは（台）と記載すること。
7　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。


別記様式第一号（第三条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | 年　月　日 |
| ※受理番号 | |
| ※認定証番号 | |

**認定申請書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第１項の規定により認定の申請をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | |
| 住　所 | | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| その他の営業所1 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| その他の営業所2 | 名　称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |
| | 副安全運転管理者 | 氏名 | |
| | | 住所 | |

改正前

別記様式第三号（第七条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※受理番号 | |
| ※再交付年月日 | |

**認定証再交付申請書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第５項の規定により認定証の再交付を申請します。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | | |
| 住　所 | | | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 認定証を交付した公安委員会の名称 | | | 認定証の番号 | |
| 再交付を申請する理由 | | | | |

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。

２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第二号（第六条関係）

第　号

**認　定　証**

住　所

氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第３条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年　月　日

公安委員会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第三号（第六条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※受理番号 | |
| ※再交付年月日 | |

**認定証再交付申請書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第５条第５項の規定により認定証の再交付を申請します。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | | |
| 住　所 | | | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | | | |
| | 所在地 | | | |
| 認定証を交付した公安委員会の名称 | | | 認定証の番号 | |
| 再交付を申請する理由 | | | | |

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。

２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

３　再交付を申請する理由欄には、亡失又は滅失の状況を記載すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第二号（第五条関係）

第　号

**認　定　証**

住　所

氏名又は名称

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成１３年法律第５７号）第３条各号のいずれにも該当せず、自動車運転代行業の要件を備えていることを認定する。

年　月　日

公安委員会　㊞

備考　用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第五号（第十四条関係）

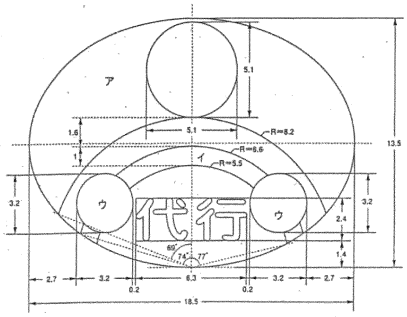


備考　１　アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
２　イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第四号（第九条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※受理番号 | |
| ※書換え年月日 | |

**変更届出書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第８条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | |
| 住所 | | | |
| 主たる営業所 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| 認定証を交付した公安委員会の名称 | 公安委員会 | 認定証の番号 | |
| 変更年月日 | | | |
| 変更事項 | 新 | 旧 | |
| 変更理由 | | | |

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
３　変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
４　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第五号（第十二条関係）

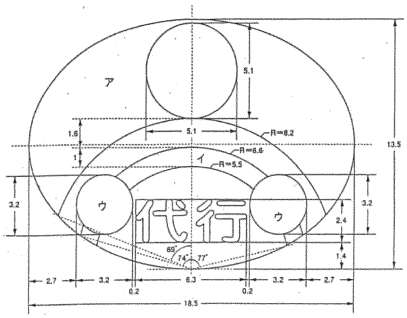


備考　１　アの部分の色彩は緑色、イの部分の色彩は青色、ウの部分の色彩は白色、代行の文字の色彩は黒色、その他の部分の色彩は黄色とする。
２　イ、ウ及び代行の文字の部分以外には反射材料を用いるものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。
４　「代行」のそれぞれの文字の線の太さは0.25センチメートル以上とする。

別記様式第四号（第八条関係）

| | |
|---|---|
| ※受理年月日 | |
| ※受理番号 | |
| ※書換え年月日 | |

**変更届出書**

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第８条第１項の規定により届出をします。

年　月　日

公安委員会　殿

申請者の氏名又は名称及び住所

㊞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 氏名又は名称 | | | |
| 住所 | | | |
| 主たる営業所 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| 認定証を交付した公安委員会の名称 | 公安委員会 | 認定証の番号 | |
| 変更年月日 | | | |
| 変更事項 | 新 | 旧 | |
| 変更理由 | | | |

記載要領　１　※印欄には記載しないこと。
２　申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
３　変更事項が認定証の記載事項に該当する場合には、届出の際に認定証の書換えを受けること。
４　所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則の一部改正）

**第五条**　運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成十四年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （身体の障害の程度）<br>**第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の121の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。 | （身体の障害の程度）<br>**第一条**　道路交通法施行令別表第二の三の表及び別表第二の備考の二の120の国家公安委員会規則で定める身体の障害の程度（次条において単に「身体の障害の程度」という。）は、同条に規定する場合を除き、自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）別表第一又は別表第二に該当する後遺障害（以下「自賠法後遺障害」という。）であって、当該自賠法後遺障害についてこれらの表が保険金額として定める金額が同令第二条第一項第三号イに定める金額以上となる場合における障害の程度とする。 |

**附　則**

（施行期日）

1　この規則は、道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和二年六月三十日）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式については、この規則による改正後の国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

別記様式第六号（第十七条関係）

**処分移送通知書**

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | | |
| --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | | |
| 住　所 | | |
| 法人にあっては代表者の氏名 | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | |
| | 所在地 | |
| 認定証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 | |
| 処分に係る事業の概要 | | |
| 備　考 | | |

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

別記様式第六号（第十五条関係）

**処分移送通知書**

年　月　日

公安委員会　殿

公安委員会　㊞

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第25条第１項の規定により、下記の者について処分移送通知書を送付する。

| | | |
| --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | | |
| 住　所 | | |
| 法人にあっては代表者の氏名 | | |
| 主たる営業所 | 名　称 | |
| | 所在地 | |
| 認定証の番号 | 第　号　年　月　日　公安委員会交付 | |
| 処分に係る事業の概要 | | |
| 備　考 | | |

備　考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。